

**NEXI**

Nippon Export and Investment Insurance

ANNUAL REPORT 2017  
日本貿易保険 年次報告書





## 巻頭の御挨拶



年次報告書の発行に当たり、株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance :NEXI) に対する皆さまの多大なる御支援と御協力に、心より御礼申し上げます。

2017年度の世界経済は、貿易・生産の世界的な拡大、底堅い内需を背景に、緩やかな回復が続きました。一方、先行きについては、アジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等に留意が必要です。

こうした中、2017年4月、NEXIは独立行政法人から政府全額出資の特殊会社に移行し、政府による再保険制度が廃止されました。株式会社として新たなスタートを切り、取締役会、監査役会等を設置するなどガバナンスの強化を図りつつ、株式会社としての基盤作りを行うとともに、民間再保険会社への出再、米ドル建て融資保険の販売開始等、これまでにない新たな取組を行いました。

また、政府が進める質の高いインフラ輸出を促進するため、電力、インフラ等のプロジェクトを積極的に支援するとともに、長期延べ払い案件の貿易一般保険による引受再開等、お客様のニーズを踏まえた商品・サービスの改善に取り組みました。さらに、中堅・中小企業、農林水産業の海外展開支援が重要な政策課題となる中、地方銀行・信用金庫との提携による中堅・中小企業海外展開支援ネットワークの拡充、広報活動の強化等を通じて、貿易保険の一層の普及促進に努め、貿易保険を御利用いただくお客様の数は前年度に比べて1割以上増加しました。

経済のグローバル化が進展する中で、官民一体となり国際競争を勝ち抜くためにも、NEXIは多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険を提供し、より多くのお客様に安心を提供できるよう尽力してまいります。今後とも、皆様の益々の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2018年7月

株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 板東 一彦

# Contents

代表取締役挨拶	3
---------	---

## NEXIの概要

法人概要	6
第2期経営計画	8
業務運営・管理体制	14
組織図	16
所在地	17

## NEXIの業務内容

貿易保険制度の仕組み	20
保険商品	21
貿易保険 手続の流れ	28
海外の関連組織との協力	32
TOPICS	34

## 2017年度の業務実績

業務概況	36
業務実績	42
主な取組	46
主な引受プロジェクト	54
主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）	60

## 2017年度決算報告

2017年度決算について	68
財務諸表等	69

### 本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。  
したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。  
また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。  
貿易保険事業にかかる計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

# NEXIの概要

法人概要	6
第2期経営計画	8
業務運営・管理体制	14
組織図	16
所在地	17

# 法人概要

名 称	株式会社 日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)																
設立年月日	2017年4月1日																
設立根拠法	貿易保険法																
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。																
主 務 大 臣	経済産業大臣																
資 本 金 額	1,693億5,232万4,369円 (政府全額出資)																
役 員	<table> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>板東 一彦</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>仲田 正史</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>和田 圭司</td> </tr> <tr> <td>常務取締役</td> <td>岡田 江平</td> </tr> <tr> <td>取締役 (社外取締役)</td> <td>寺本 秀雄</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>中村 恵司</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>大塚 章男</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>松井 智予</td> </tr> </table>	代表取締役社長	板東 一彦	代表取締役副社長	仲田 正史	常務取締役	和田 圭司	常務取締役	岡田 江平	取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄	監査役	中村 恵司	監査役 (社外監査役)	大塚 章男	監査役 (社外監査役)	松井 智予
代表取締役社長	板東 一彦																
代表取締役副社長	仲田 正史																
常務取締役	和田 圭司																
常務取締役	岡田 江平																
取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄																
監査役	中村 恵司																
監査役 (社外監査役)	大塚 章男																
監査役 (社外監査役)	松井 智予																
役 職 員 数	178名 (2018年4月1日時点)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。</li> <li>上記業務に附帯する業務を行うこと。</li> <li>貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。</li> <li>貿易保険以外の保険 (通常の保険を除く。) であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。</li> <li>貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。</li> </ol>																
沿 革	<p>1999年 7 月 独立行政法人通則法成立</p> <p>1999年 12 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立</p> <p>2001年 4 月 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>2015年 7 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行)</p> <p>2017年 4 月 株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>[参考：1950年3月 貿易保険法成立。以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省 (旧通商産業省) にて運営。]</p>																
国内事務所	本店：東京 支店：大阪																
海外事務所	パリ、ニューヨーク、シンガポール																

## 役員



(後列) 岡田常務取締役 寺本取締役 (社外取締役)  
(前列) 仲田代表取締役副社長 板東代表取締役社長 和田常務取締役



大塚監査役 (社外監査役) 中村監査役 松井監査役 (社外監査役)

# 第2期経営計画

<2018-2020年度中期計画・2018年度計画>

## 中期計画の基本方針

日本貿易保険は、以下の3点を基本方針として、2018年度～2020年度の中期経営計画を推進する。

- 国の制度である貿易保険業務を担う唯一無二の専門機関として、豊富な経験と専門知識をもって、対外取引を行うより多くのお客様に対し安心を提供する。

- 「質の高いインフラパートナーシップ」の推進、中堅・中小企業や農林水産業の輸出支援等、国の政策における要請を十分に踏まえ、我が国の成長戦略の実現に向けた取組を推進する。
- 引受リスクが質的・量的に拡大する中、統合的リスク管理に努めるとともに、出再を通じた適正なリスク管理により引受余力を最大限に確保しつつ、お客様の多様なニーズに積極的に応えていく。

## I. 事業運営計画

- は中期経営計画（2018年度～2020年度）
- は当年度計画（2018年度）

### 1. 貿易保険の積極的な引受に向けた取組

#### (1) 短期保険分野の取組

##### <基本的な考え方>

包括保険のユーザーである各種輸出組合と連携してお客様のニーズを把握し、①商品性改善、②手続きの簡素化等によりお客様の利便性を向上させる。また、日本企業の海外現地法人からの輸出を支援する海外フロンティングをさらに推進する。

- 保険申込手続きにおけるお客様の利便性を一層向上させる。
  - 貿易一般保険包括保険（消費財・設備財・企業総合保険）のうち紙による申込が必要なものについて、申込時の輸出契約書・提出書類を削減し、手続きに関する利便性を一層向上させる。
- 組合包括保険利用企業・企業総合保険利用企業との面談を通じてニーズを把握することにより保険の継続利用を促進する。
  - 包括保険利用顧客について年度の更新時に継続利用を促進する。
- 民間損害保険会社との連携による日系企業向けの再保険及び海外フロンティングを推進する。
  - 海外の日系企業を支援するために、海外フロンティングを推進する。
  - 民間損保会社との連携による再保険のネットワークを拡大する。<再保険ネットワークの拡大：1件>

#### (2) 中長期保険分野の取組

##### <基本的な考え方>

重点分野において、案件を組成する過程において積極的な役割を果たし、「質の高いインフラパートナーシップ」に基づく機能強化を活用しつつ、チャレンジングなリスクに対応して

いく。また、特殊なノウハウを要するファイナンスについては、職員の育成もあわせて社内体制の整備を進める。

- 「重点分野」における取組を強化しつつ、日本企業の輸出や海外事業展開を積極的に支援する。
  - 貿易保険を活用し、日本企業の輸出や海外展開に必要な資金調達を積極的に支援する。特に、質の高いインフラ輸出を始めとする政策的重要度が高い案件など「重点分野」において、積極的能動的な取組を行う。<内諾件数20件（うち「重点分野」12件、航空機受再案件を含む）、積極的能動的取組を行った件数30件>
    - （重点分野に属する案件）
    - ① 政策的重要度が高い案件
      - 質の高いインフラ輸出／海外事業参画
      - 資源・エネルギー・食糧の安定供給源確保
      - 先進的環境・安全技術の輸出／海外事業参画（省エネ・環境改善に資するプロジェクト）
      - その他、日本企業の有する高い技術力を活かした製品・サービスの輸出／海外事業参画
    - ② 日本企業の戦略的海外展開に大きく貢献する案件
    - ③ 他国／国際公的金融機関との協調案件で、国際的な重要性が認められるもの、あるいはNEXIの国際的な認知度向上・協力関係の構築に寄与するもの。
  - お客様ニーズの把握、高リスク国等における国際機関との協調を通じて、海外投資保険の積極的な利用を促進する。<新規引受件数：40件>
  - 近年ニーズが高まっているサプライヤーズクレジットの積極的な利用を促進する。
- ボーイング社製航空機の輸出に係る再保険の引受を通じて日本企業による同社向け部品輸出を一層促進する。
- 国産航空機MRJの受注支援に向けた取組を推進し、「航空機貿易代金貸付保険」を創設する。併せて、航空機ファイナンス案件の特性に応じた適切な引受・期中管理・保険金支払・回収体制を整備する。



### (3) 引受審査における取組

#### <基本的な考え方>

審査能力の向上を図ることにより、お客様の多様なニーズや複雑化するリスクに積極的に応えていく。

- セクターごとの特性を踏まえた引受審査の能力を向上させる。
- 融資案件に係るリスク審査・条件交渉のノウハウを向上させ、社内の知見の共有を進めることにより、審査能力の高度化を図る。
- 現行バイヤー格付の精度の検証を行い、所要の見直しを行う。
- 小口案件（特に中小企業向け）の引受増加に対応する。
  - 貿易保険を利用する中小企業の増加に対応し、EC格相当のバイヤーに対する審査判断を見直す。

## 2. 貿易保険の利用拡大に向けた取組

### (1) 金融環境の変化や新たなニーズに即した対応

#### <基本的な考え方>

パーゼル規制等世界的な金融規制の強化の動きやインフラ市場をめぐる新たなニーズを踏まえ、貿易保険の商品性・運用の改善を行う等、貿易保険の活用による円滑な案件組成や資金調達を支援する。

- 金融機関や輸出企業、投資ファンド等が保有するリスク資産についてオフバランス化やリスク低減等のニーズに対応する。
- 商品性・運用の改善により円滑な案件組成や資金調達先チャネルの拡大を促進する。
  - 融資期間長期化やファイナンスコスト低減へ対処するために生まれたリファイナンスを想定した融資形態であるミニパームローン案件の組成を促進するため、保険料の納付期限の柔軟化を実現する。<4月>
  - 中・高リスクの融資案件に対する保険について、リスクの度合いに応じたきめ細かい料率設定を行う。
  - 多様な取引形態に対応した融資案件の組成を促進する観点から、一層柔軟な保険料分割払いを実現する。
  - 我が国への資源の輸入や我が国企業による上流権益確保を支援する資源エネルギー総合保険について資源確保・開発を促進する観点から適用範囲を拡大する。

### (2) 中堅・中小企業、農林水産業分野を含む貿易保険の利用拡大

#### <基本的な考え方>

企業の規模や新規・継続利用を問わず、貿易保険の利用を促進し、利用社数の増加を図る。特に、中堅・中小企業や農林水産業の輸出促進が政策的な課題となっていることも踏まえ、当該分野の利用を促進する。

- 貿易保険利用の意義・効果を周知することにより、貿易保険利用社数の大幅な増加を図る。

<年間引受実績社数を2016年度750社から2017年度820社、2018年度900社、2019年度1,000社に増加>

### (3) 営業・広報活動の強化

#### <基本的な考え方>

対外取引を実施している、又は実施しようとしている企業向けに積極的な広報活動を展開し、貿易保険の認知度を向上させ、その利用を促進する。

- お客様の視点に立ってホームページ・パンフレット等の内容を充実させる。

- 貿易一般保険包括保険（設備財・企業総合保険）の保険申込手続き・Q&A等（(I. 1(1)) 短期保険分野の取組参照）をホームページ上に掲載する。<～10月>
- ディスクロージャーの充実の観点からアニュアルレポートの内容を充実させる。
- お客様の声やホームページの利用状況の分析を踏まえ、ホームページの内容充実や効果的な改修を行う。<ページビュー：167万件、顧客アンケートのHP総合評価の高評価割合70%以上>
- 制度・運用・手続き等改善の取組について定期的にホームページに掲載し、お客様への情報提供を行う。<年2回>
- 広報・広告活動を推進し、潜在顧客の関心が高いメディアの活用により、情報発信を強化する。
  - お客様向け各種セミナー、懇談会、説明会等を通じて様々な階層で貿易保険の普及促進を図る。<50回>
  - NEXIの取組について積極的にプレスリリースを行い、情報価値が高いトピックスに関しては、メディアへの掲載を促進する。<新聞掲載件数：140件、うち全国紙：50件>

## 3. お客様に対するサービスの向上に関する取組

### (1) アドバイザリー機能の強化

#### <基本的な考え方>

日本の唯一無二の貿易保険機関であるとの自覚を保ち、自らお客様に働きかける能動的な組織を目指す。

- お客様ニーズに沿った提案の実施等、案件組成のための支援を強化する。
  - I. 1(1)及び(2)再掲
- お客様相談窓口の対応を充実させる。
  - お客様からの問い合わせ対応を充実させる。
- お客様ニーズに合致したカントリー情報の提供を強化する。

## (2) お客様の利便性・満足度の向上

### <基本的な考え方>

お客様の満足度や顧客ニーズの把握に努め、商品・サービスの不断の見直しにつなげる。

- 「顧客アンケート」、相談対応、広報活動等を通じて「お客様の声」を把握し、保険商品やサービスの改善に反映する。
  - お客様の満足度を把握し、その評価を事業運営に反映させるため、「顧客アンケート」を実施する。
  - お客様の声を商品・サービスの改善につなげ、顧客満足度を向上する。<顧客アンケート：「総合評価」90%以上、「サービス全般」75%以上、「お客様対応」80%以上、「迅速な意思決定」75%以上、「手続き負担軽減」70%以上>
- お客様ニーズを踏まえてWebサービスの改善や拡充を図り、利便性を向上させる（海外投資保険のWeb化含む）。
  - お客様からの要望を踏まえ、使い勝手の改善を目的にWEBサービスマニュアルの改訂を行うほか、特に間違えやすい箇所について説明を画面上でも提示する。
- 環境ガイドラインの基本的な考え方や重要性に対するお客様の理解を促進する。
  - 環境ガイドラインに対するお客様の理解促進、審査プロセスに対する納得感の向上のため、案件に応じ、お客様との面談の機会を捉え、環境審査に関する説明を行う。

## 4. 迅速・適切な査定・保険金支払いと保険事故防止に関する取組

### (1) 迅速・適切な査定・保険金支払い

#### <基本的な考え方>

対外取引において、お客様が万が一の事態に遭遇した場合でも、保険事故発生から保険金支払まで品質の高い事故対応サービスの提供に努め、確かな安心を提供する。

- 迅速な保険金支払いを行う。
  - お客様と十分に連携し、迅速かつ適切に保険金を支払う。<請求書受理から顧客宛支払い完了までの期間1ヶ月>
- お客様からの査定に関する照会に対し、迅速かつ丁寧な対応を行う。
  - 保険金査定に関わる迅速かつ質の高い対応を通じて、お客様サービスの向上につなげる。<保険金を請求したお客様からの問合せに対して原則翌営業日までに連絡>
  - 損失等発生時の主要な手続内容や留意点を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、お客様からの査定に関する照会対応において活用を検討する。

### (2) 保険事故損失拡大防止に関する取組

#### <基本的な考え方>

引受リスクの量的拡大により保険事故が発生した場合の影響が大きくなっていることや、事故防止がお客様のメリットになることを踏まえ、引受済み案件のモニタリング強化により、事故につながる可能性のある案件を早期に把握し対策を講じる。

- 融資案件に関する期中モニタリングを強化する。
  - 複雑なプロジェクトファイナンス案件の引受が増加する中で、モニタリング業務のあり方を検証し、適切なモニタリング体制を構築する。
  - 損失防止軽減の方策に関する被保険者との定期的な意見交換の実施等の取組を通じて、引受済み案件のモニタリングを強化する。
- カントリーエクスポージャーを適切に管理する。

## 5. 回収力の強化

#### <基本的な考え方>

回収体制の整備、PDCAサイクルの導入及び担当職員の能力強化を行うとともに、外国政府・政府機関等の確実な債務の履行に向けた日本政府との連携を通じて、着実かつ効果的な回収を実施する。

- 外部のリソースの活用により回収体制の一層の整備を図る。
  - 既に利用中の顧問弁護士に加えて、必要に応じ、NEXIで利用している他の弁護士も利用する。
  - 回収業務の外部委託に関し、現在契約中のサービスに対する実査や、ECA回収体制の調査を行い、回収体制の充実を図る。<調査・実査：4社>
- 回収成果の把握と検証を通じて、回収に関するPDCAサイクルを確立する。
  - 回収成果を把握することにより、回収方針及びそのプロセスの検証を行い、回収業務に関するPDCAサイクルを確立する。<主要回収案件の回収率：2018年度1.5% 2018～2020年度17.0% (対象案件の1年間又は3年間の回収総額/対象案件の期初債権残高)>
  - 回収データベースを実践活用する。
- 債権回収に関する担当職員の能力強化を図る。
  - 回収実務能力（対応策の立案、判断力、交渉力等）を向上させる。
  - 社内研修、セミナーの開催や、外部の研修への参加等を通じて、担当職員の能力向上を図る。

## 6. 外部機関との連携推進

### (1) 国内関係機関との連携推進

#### <基本的な考え方>

国内関係機関との連携を進め、貿易保険の認知度向上を図るとともに、案件組成の側面支援や貿易保険の利用促進につなげる。

- 日本政府による海外ミッションへの積極的な参加や在外公館との連携強化等を通じて案件組成の支援を行い、政策ツールとしての貿易保険の利用を促進する。
- 案件審査及び引受方針の変更に向けて必要な国のカンントリー情勢について、海外事務所を通して、国際金融機関(IMFなど)、シンクタンクへヒアリングを行う。このヒアリング結果を踏まえ、適切な引受審査及び引受方針の変更につなげる。

### (2) 海外関係機関との連携推進

#### <基本的な考え方>

外国政府・政府機関等との政策対話や外国スポンサー企業との関係強化により日本企業の輸出・事業参画の環境を整備する。また、国際ルールに沿った支援枠組みの整備を行う。

- 外国政府・政府機関等との政策対話や外国スポンサー企業との関係強化を通じて日本企業の輸出・事業参画のための環境を整備する。
- 海外事務所との連携を強化しつつ、様々なレベルで効果的・効率的に外国政府・政府機関やスポンサー企業とのコンタクトを行う。
- 他国ECA等とのバイ協議やベルンユニオン会合への参加を通じてこれらとの連携強化を図る。
- アジアのECA等を招聘した研修を実施し、これらとの関係を強化する。
- バイ協議やベルンユニオン会合を活用して、経営課題に関する積極的な情報収集及び意見交換を行う。
- OECD・IWG等の輸出信用に関する国際会議の議論への積極的な参加を通じて適切な国際的枠組み作りに貢献する。
- OECDにおける輸出信用に係る会合(ECG、環境、CRE)やIWGの会合において、国際的枠組み作りに貢献する。その際、中長期と短期の事業実態を踏まえた形で日本の対処方針が作成されるように協議に貢献する。
- 日本が参加する国際的合意・ルールについて適切に履行する。

## II. 組織運営計画

### 1. 強固なコーポレートガバナンスの実現

#### (1) 内部統制システムの構築

#### <基本的な考え方>

内部統制基本方針に基づき、適切な内部統制体制を構築し運用する。

- 内部統制基本方針の適確な運用を行う。
  - 内部統制基本方針について年度内にレビューを行い、必要があれば見直しを行う。
  - 内部監査等を通じて、内部統制基本方針に基づく内部統制体制の構築・運営状況を確認する。
- 危機管理態勢の充実を図る。
  - 地震災害訓練を実施する。<地震災害訓練実施：2回>
  - 危機管理態勢に関して職員に周知徹底し、いざというときに円滑に運用できるよう備える。
- コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図る。
  - 職員のコンプライアンス意識を向上させるための取組を実施する。
- 情報システムに関するセキュリティの強化とPDCAサイクルの適切な実施を行う。

- セキュリティ診断の結果を分析して強化案を策定し実施する。
- 標的型攻撃メール訓練等を利用した職員に対する研修を実施する。
- セキュリティインシデントの発生時の報告プロセスを検証し、連絡体制や方針の見直しを行う。

#### (2) 経営のPDCAサイクル実施と業務運営の透明性確保・効率化

#### <基本的な考え方>

経営計画やその実施状況について評価委員会による客観的な評価を得つつ経営のPDCAサイクルを実施する。また、組織運営に関する責任と権限を明確化し、標準化・マニュアル化を進め、随時見直しや改訂を行う。外部環境の変化に合わせた業務の「あるべき姿」を早期の段階で特定し、理想の業務プロセスを追求することにより、事務の合理化や効率化に取り組む。

- 事業全体の適切なPDCAサイクルを実施する。
  - 会社の理念を徹底する。
  - 2017年度の業績評価を実施する。<6月>
  - お客様からの評価を事業運営に反映させるため、「顧客アンケート」を実施する(再掲I.3(2))。

## 第2期経営計画 <2018-2020年度中期計画・2018年度計画>

### ■ 組織運営に関する責任と権限の明確化を図る。

- 実用性のある業務マニュアルの一層の充実と改善に努める。

### ■ 不断の業務プロセス改善を実施する。

- 業務プロセス・レビューを随時実施し、事務の合理化、効率化を行う。

### ■ 効率的な事業運営の観点からルーティン業務のアウトソーシングを進める。

- ルーティン業務のアウトソーシングを実施する。

### (3) リスク管理の徹底

#### <基本的な考え方>

統合的リスク管理(保険引受リスク、資金運用(財務)リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスクを含む))のルールを定め、PDCAサイクルを確立させる。出再プロセスの枠組みの構築(計画)と出再を柱として着実にリスク軽減を進める。

### ■ 引受リスク、資金運用リスク及びオペレーショナルリスクを柱とする統合的リスク管理方針の策定及びPDCAサイクルの適切な実施を行う。

- 「保険引受リスク管理方針」「資金管理基本方針／規則」及び「オペリスク管理方針」に基づき、適切なモニタリングを行い、報告を行う。
- 保険引受リスク管理の高度化に向けた調査・研究を進める。

### ■ 引受リスクの分散化を図るため、出再計画に従い、着実に出再を実施する。

- 本年4月の出再を着実に実施するとともに、並行して上期中に中長期的な出再方針を策定し、同方針に基づき、さらに出再を行うかどうかを検討する。

## 2. 適切な財務管理の実現

### (1) 会計処理の適正性の確保

#### <基本的な考え方>

新しい財務会計基準に基づく財務諸表を適切に作成するとともに、適切な税務対応を実施する。

### ■ 新しい財務会計基準及びスケジュールに基づく財務諸表の作成、適切な税務会計を導入する。

- 新しい財務会計基準及びスケジュールに基づく財務諸表を作成する。<本決算>
- 適切な税務業務の遂行と内部啓発活動を行う。(税務専門家の活用による体制整備やマニュアル作成支援等)
- 適切な税務申告を行うとともに、税務調査に適切に対応する。

### (2) 資金の運用・管理

#### <基本的な考え方>

国の再保険特別会計からの継承資産を含む資産に関し、資金運用方針・態勢を早急に整備し、安全性と流動性を確保しつつ、効率的な運用を行う。

### ■ 再保険特別会計からの継承資産を含む資産に関する運用方針の策定及び運用を行う。

- 資金管理計画に従って貿易保険事業の運営に支障が生じないよう着実な資金管理を行うとともに、資金運用を開始する。
- 資金管理／運用状況の着実な定期モニタリング／報告を実施する。
- 資金運用計画を含む資金管理計画のレビューを行い、必要があれば見直しを行う。
- 資金運用の体制整備を実施する。
- 政府保証枠の確保及び借入が必要となる場合に備えた借入方針・手続き面を整備する。
- 政府保証枠の適切な確保を行う。

### (3) 経費及び調達管理

#### <基本的な考え方>

効率的な事業の推進を図るため、適切な経費管理を行う。また、適正かつ効率的に契約・調達業務を推進する。

### ■ 経費管理の実施による費用支出の効率化を図る。

- 支出管理方針に従い、経費管理を実施する。
- 適正かつ効率的に契約・調達業務を推進する。
- 契約・調達に関する各種法令に対する職員の意識向上を図る。

## 3. ディスクローチャーの充実

#### <基本的な考え方>

ステークホルダーや社会に対し、ガバナンス(リスク管理態勢、コンプライアンス及び評価委員会等)に関する情報を積極的に開示する。

### ■ ディスクローチャーの充実によるステークホルダーに対する説明責任を履行する。

- ホームページ、アニュアルレポートを通じたディスクロージャーを充実させる(I. 2(3)再掲)。<年度内>

## 4. 人的基盤の充実

### (1) 採用及び教育

#### <基本的な考え方>

人員計画に基づく着実な採用を行うとともに、各種研修の実施により職員の専門能力の向上を図る。

- 人員計画に基づく着実な採用を実施する。
  - 人員計画に基づき、適正な人員配置を着実に実行する。
  - 人員計画に基づき着実に新卒採用を行う。
  - 中途採用や出向受入を通じた必要な専門の人材を確保する。
  - 契約社員の活用を拡充する。
  - システム部門の人員体制を強化する。
- 職員の専門能力の向上のため、各種研修を実施する。
  - 階層別研修を実施する。特に管理職のマネージメント能力強化に重点を置く。また、業務知識の習得を目的とする研修体系の整備を行う。
  - 外部機関への研修出向、留学制度の整備を進める。

### (2) 処遇及び職場環境

#### <基本的な考え方>

職員が仕事を通じた自己実現を図ることができるような公平・公正な処遇を実現し、モチベーションを向上させることにより、各自の成果を組織の成果につなげる。職場環境の改善を通じて心身の不調を未然に防止し、職場の活性化や生産性の向上につなげる。

- 公平・公正な処遇を行い、所要の改善を図る。
  - 目標管理制度については、効果や職員の納得感を踏まえて、不断の見直しを行う。また、システム化した目標管理制度を着実に運用していく。
- 多様な就労形態を可能とする勤務環境を実現する。
  - 在宅勤務制度を着実に導入・運用していく。
  - ワークライフバランスを推進（残業時間の削減、有休取得の促進、時差出勤制度の導入）する。
- 女性活躍の推進への更なる取組を行う。
  - 女性職員の能力が最大限に発揮できるような職場環境を形成する。
  - 介護等に関するセミナーを実施する。

## 5. 情報システム環境の充実と業務支援機能の強化

### (1) 基幹系次期システムの開発（2020年の稼働）と情報系システムの再構築

#### <基本的な考え方>

2020年1月稼働を目指して基幹系次期システムを開発し、

運用・保守費用の削減、保守性・拡張性の確保、シンプルかつ普遍的なシステムの構築を図るとともに、情報系システムについて利便性の向上を図る。

- 2020年の稼働に向けた基幹系次期システムの開発を行う。
  - <ITコストの実績対比50%減、開発・保守の開発期間の実績対比50%以下への短縮、ベンダーロックインからの脱却及びオープンスタンダード/デファクトスタンダード技術・製品の採用等の実現>
  - 次期システム開発の詳細設計、開発工程、テスト（単体、結合）工程、基盤環境構築を計画的に進める。
- 情報基盤としての統計データの定義の統一性を確保する。
  - 統計システム整備に関して、設計・開発・テスト工程を実施する。
- 経営判断に必要な業績指標がタイムリーに確認できる仕組みを構築する。
  - 統計システムの正確性向上、職員リテラシー向上を推進する。

### (2) 最新技術の活用

#### <基本的な考え方>

最新技術（FINTEC・AI・ビッグデータ等）の社内業務への具体的な活用可能性を検討し、ニーズ調査、技術的調査・検証を通して、将来的な活用の展望と課題を整理する。

- 最新IT技術を用いた社内業務への具体的な活用の展望と課題の把握を行う。（FinTech、AI、ビッグデータ、認証技術等）
  - 顧客対応の改善を目的としたAI技術の導入・活用を進める。
  - 格付審査にかかるAI利用の可能性の検討を継続する。

## 6. 海外事務所の活用

#### <基本的な考え方>

海外事務所を活用し、海外現地情報の収集、NEXIの国際的なプレゼンス向上、外国政府・企業との関係強化及び案件組成支援、海外日系企業向けの情報発信等に取り組むとともに、海外事務所がこれらの機能を効果的に果たすための枠組みを整備する。

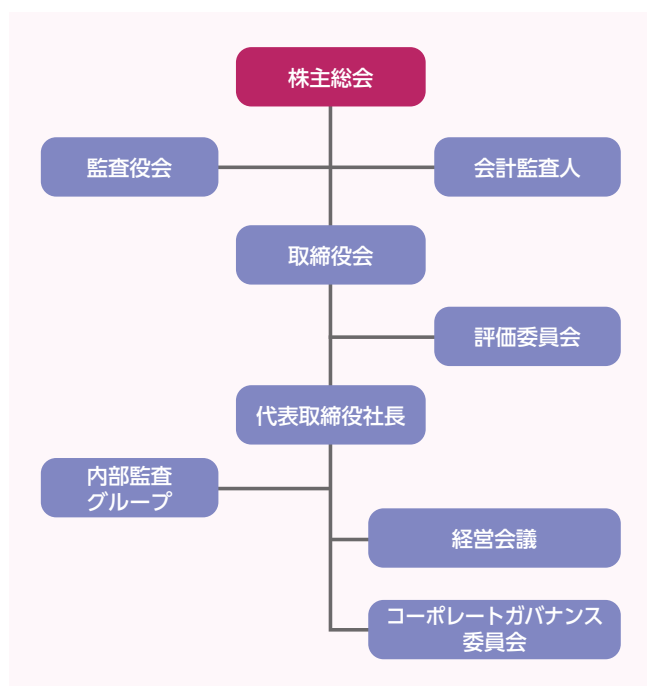
- 海外事務所がその機能を効果的に果たすための組織運営の在り方について検討し、順次実行に移す。
  - 海外事務所がその機能を効果的且つ適切に果たし、貿易保険事業の効果的な推進に繋げていくため、海外事務所の組織上の位置づけや運営方式の見直しを行う。

# 業務運営・管理体制

## コーポレートガバナンス

### 監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、経営会議、コーポレートガバナンス委員会を設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。



#### ● 取締役会

取締役会は経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

#### ● 監査役会

会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思

決定の過程や職務執行状況の監督を実施しています。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

#### ● 評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

#### ● 経営会議

経営会議は役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項（コーポレートガバナンス委員会の所掌を除く）について審議します。

#### ● コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は役員等で構成される会議体であり、会社の内部管理における重要な事項について審議します。

## 国の関与について

NEXIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

## 内部統制基本方針について

NEXIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき規則の制定その他体制の整備を行っています。

## コンプライアンス

NEXIは貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題のひとつとして位置付け、以下の取組を行っています。

### コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIは、役職員（派遣労働者を含む。以下同じ）が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスに関する研修や啓発活動を行っています。

- NEXIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備し、コンプライアンスルールの周知・徹底に努めています。
- NEXIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、コンプライアンスに関する内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。

## コーポレートガバナンス委員会による コンプライアンス状況のモニタリング

- NEXIは、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うことを目的のひとつとした会議体である、コーポレートガバナンス委員会（前頁参照）を置いています。

## リスク管理

NEXIは、国の制度である貿易保険業務を担う唯一無二の専門機関として、対外取引を行うより多くのお客様に対し安心を提供し、また我が国の成長戦略の実現に向けた取組を推進し、お客様の多様なニーズに積極的に応えていくことを事業の目的としています。NEXIが担うこれらの社会的役割を全うするため、適正なリスク管理のための枠組みを構築しています。

### ● 保険引受リスク管理

NEXIでは引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部門や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データをもとにリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受に反映させる体制を取っています。

さらに、個別の与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握を行っています。貿易保険事業の健全な発展のため、集積リスクの一部出再の実施等を通じ、保険引受余力の維持・拡大に努めています。

### ● 資金管理・運用リスク

NEXIが保有する資金は、将来の保険金支払いのための準備資金です。

その資金特性に照らし、適時かつ適正な額の保険金支払に対応するため、高い安全性と確実性の確保を最重要視し、適切かつ効率的な資金管理を行っています。

## コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIは、コンプライアンスに関する責任者と担当部署を置き、コンプライアンス態勢の整備・推進、役職員への周知・徹底活動に当たっています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

## 反社会的勢力に対する方針

- NEXIは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶します。

### ● オペレーショナルリスク

NEXIは、通常の業務活動（オペレーション）の中でリスク事象である事務リスク等が発生した場合に適時適切な報告及び対処がなされ、再発防止策が講じられる体制を構築しています。

また、オペレーショナルリスク管理の実効性を高めるよう、コーポレートガバナンス委員会等の場を通じ、役職員のリスク認識を共有し、行動規律を重視する組織文化を醸成しています。

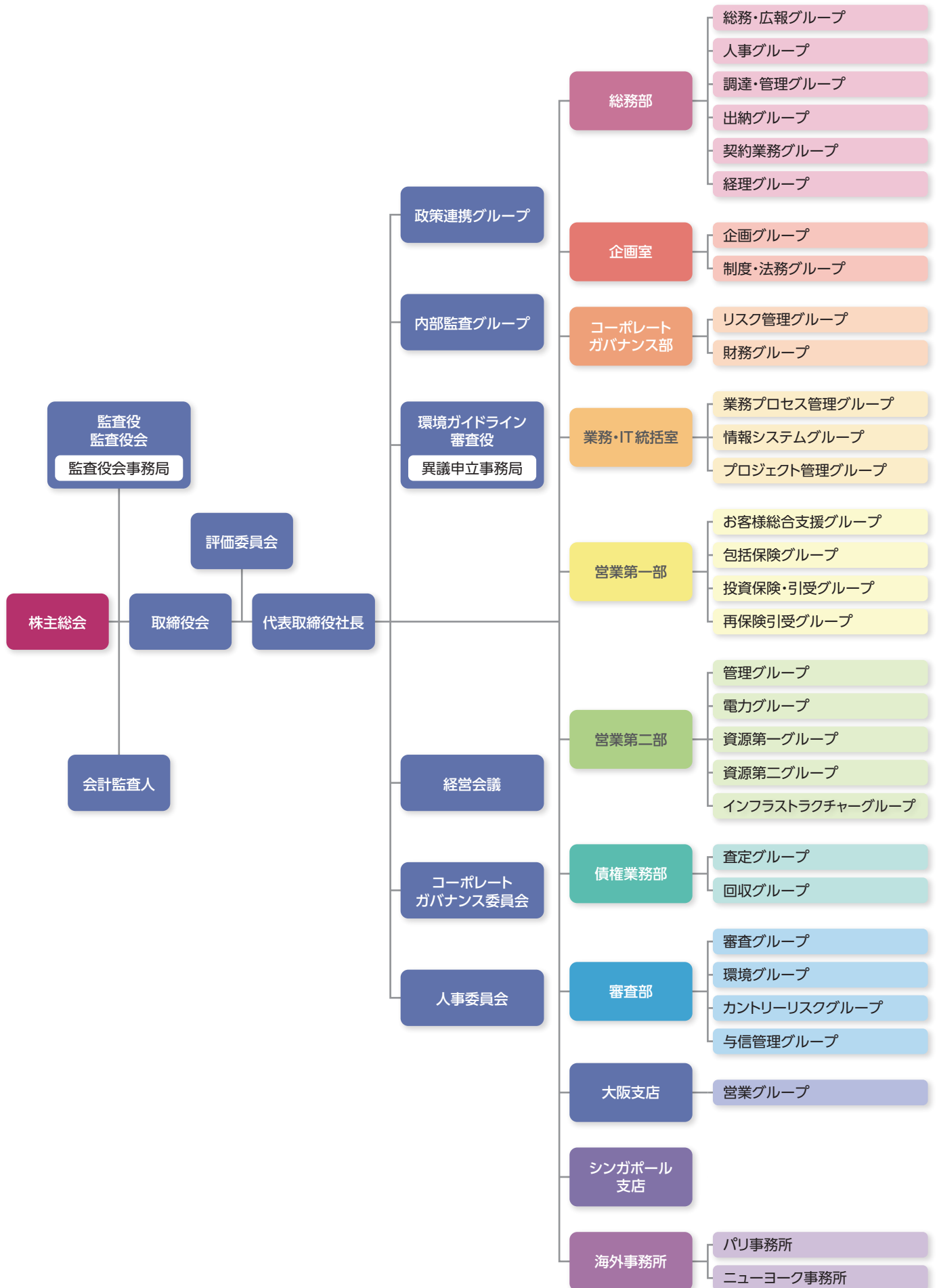
### ● 大規模災害リスク

NEXIは、大規模災害リスクを経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。



# 組織図

(2019年2月現在)





# 所在地

## 本店

〒101-8359  
 東京都千代田区西神田3-8-1  
 千代田ファーストビル東館5階  
 TEL. 03-3512-7650  
 FAX. 03-3512-7660



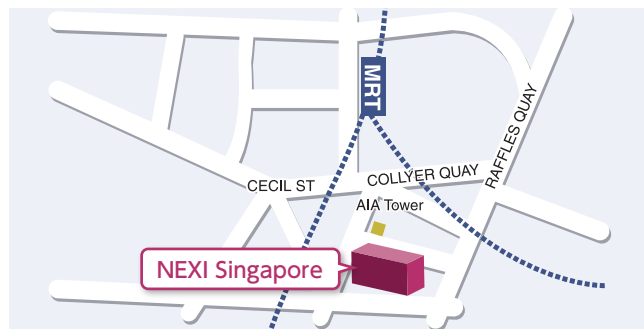
## 大阪支店

〒541-0041  
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22  
 あいおいニッセイ同和損保  
 淀屋橋ビル8階  
 TEL. 06-6233-4019  
 FAX. 06-6233-4001



## シンガポール支店

16 Raffles Quay#38-06, Hong Leong Bldg.  
 Singapore 048581  
 TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6222-0481



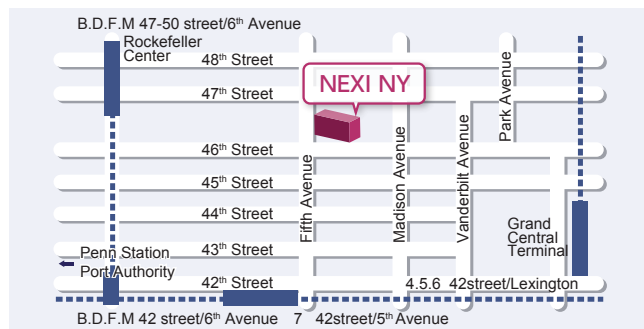
## パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008  
 Paris France  
 TEL. 33(-0)1-4261-5879 FAX. 33(-0)1-4261-5049



## ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,  
 N.Y. 10017 USA  
 TEL. 1-212-819-7769 FAX. 1-212-997-0464





# NEXIの業務内容

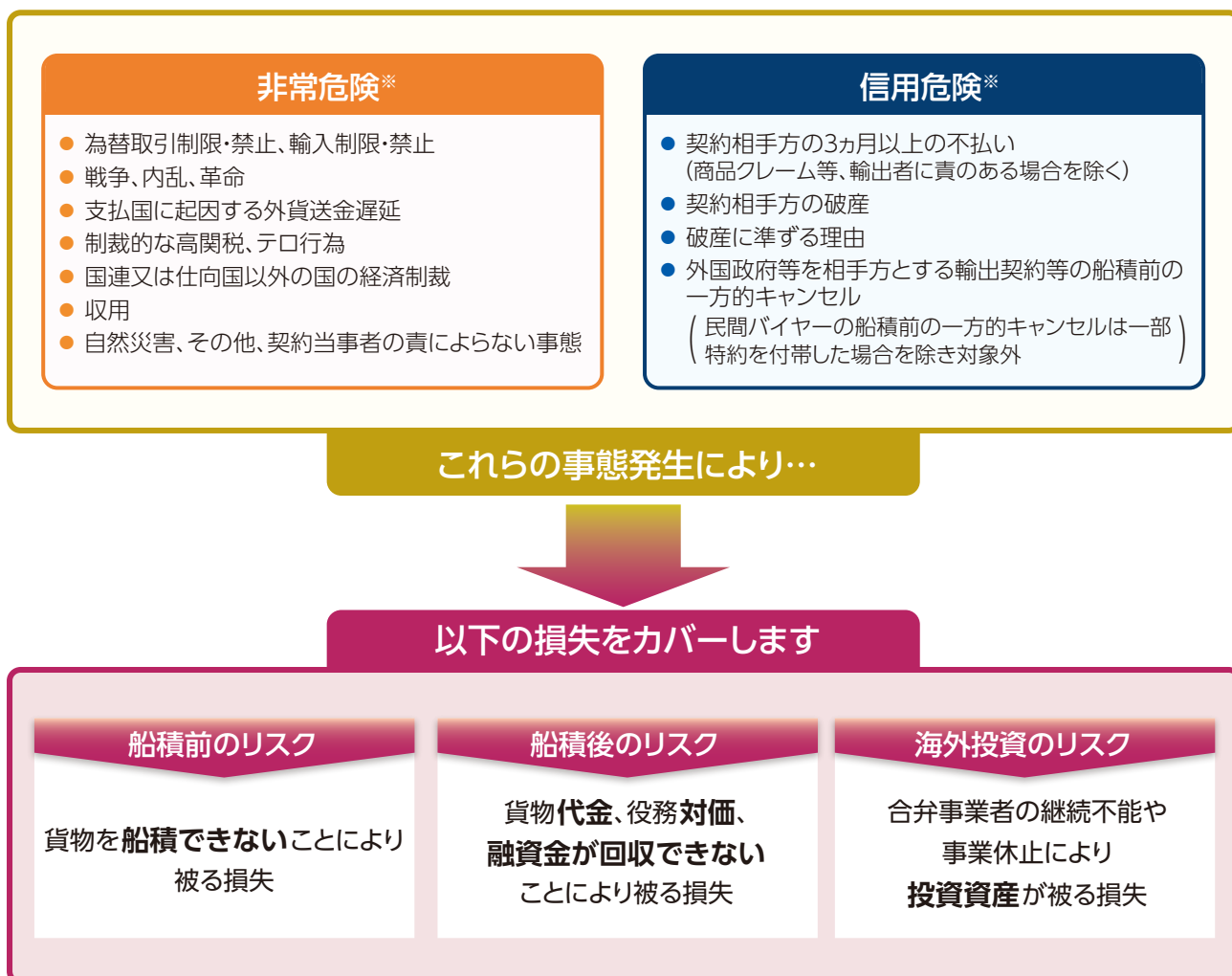
貿易保険制度の仕組み	20
保険商品	21
貿易保険 手続の流れ	28
海外の関連組織との協力	32

# 貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。貿易保険の目的は、貿易取引や海外投資を行う際に発生するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。



貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。



※ 非常危険：契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Riskともいう)  
 ※ 信用危険：海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Riskともいう)

# 保険商品

NEXIでは以下の保険商品をご用意しています。

## 貿易取引に関する保険

### 貿易一般保険

▶P.22

#### 輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等の輸出、仲介貿易、技術提供契約に係る船積不能や代金回収不能のリスクをカバーします。

#### ライセンス輸出のための保険

特許・ノウハウ・著作権等のロイヤリティ等ライセンス料の回収不能のリスクをカバーします。

### 限度額設定型貿易保険

▶P.23

日本の輸出者等が特定のバイヤーと継続的に行う輸出や仲介貿易契約に係る船積不能や代金回収不能のリスクをカバーします。

### 簡易通知型包括保険

▶P.23

日本の輸出者等が複数のバイヤーと継続的かつ反復的に行う輸出や仲介貿易契約に係る船積不能や代金回収不能のリスクをカバーします。

## 投融资に関する保険

### 貿易代金貸付保険

▶P.25

日本の銀行等が外国の企業等に、輸出貨物の代金等の支払に充てる資金の貸付等を行う際の貸付金等の償還不能リスクをカバーします。

### 海外事業資金貸付保険

▶P.25

日本の銀行等が海外の政府や企業に事業資金を融資したり、債務保証を負担した際のリスクをカバーします。

### 中小企業・農林水産業輸出代金保険

▶P.24

日本の中小企業や農林水産業従事者が輸出をする際の代金回収不能のリスクをカバーします。

### 輸出手形保険

▶P.24

日本の銀行が買った荷為替手形の不払リスクをカバーします。

### 前払輸入保険

▶P.24

日本の輸入者が前払で貨物を輸入する契約で、貨物を輸入できなかった場合の前払金の返還不能のリスクをカバーします。

### 資源エネルギー総合保険

▶P.26

資源、エネルギーの安定供給及び日本の企業の権益確保に資するプロジェクトに対する融資を行う際のリスクをカバーします。

### 海外投資保険

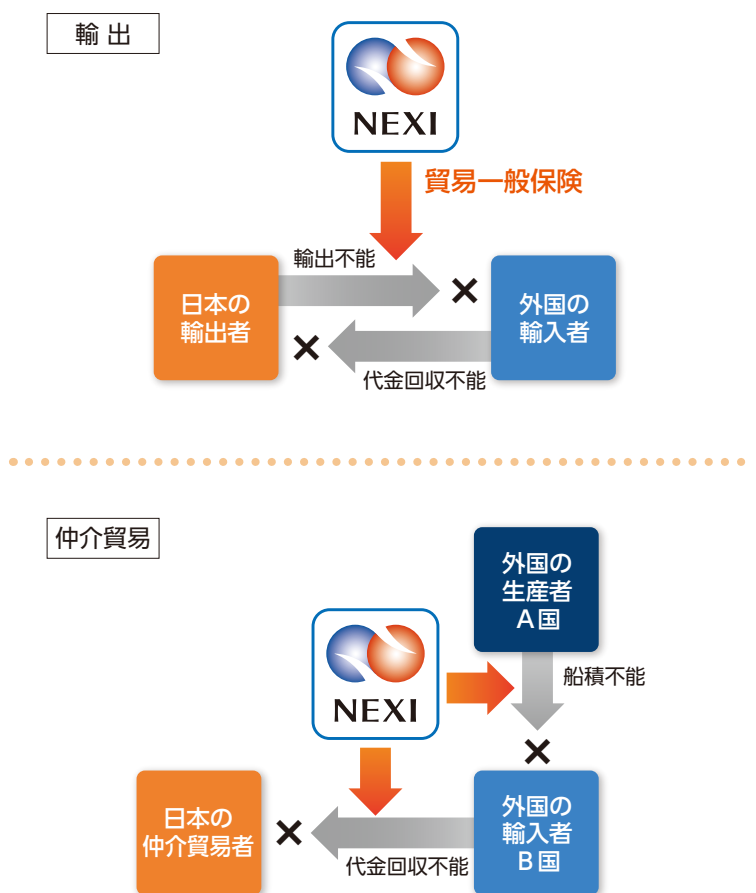
▶P.27

日本の企業が海外に投資(出資・権利等の取得)を行う際のリスクをカバーします。

## 貿易一般保険

### 輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や②取引先の破産等によって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。



※ 保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける「貿易一般保険（個別保険）」のほか、企業単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける「企業総合保険」等があります。

### ライセンス輸出のための保険 (知的財産権等ライセンス保険)

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や②取引先の破産や支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

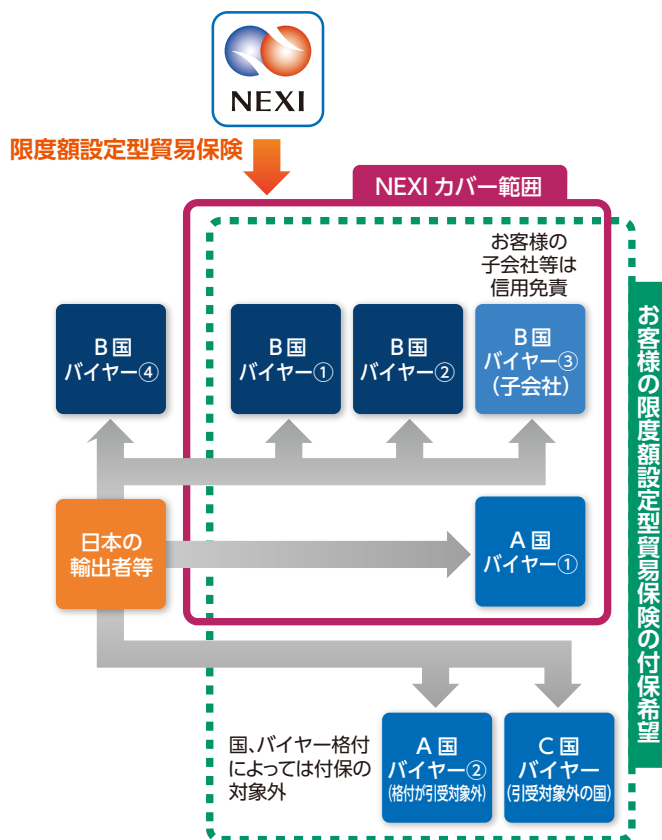
## 限度額設定型貿易保険

### 特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申込み必要はなく、保険契約期間（1年間）中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続が非常に簡素化されていることが特徴です。

※ なお、保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



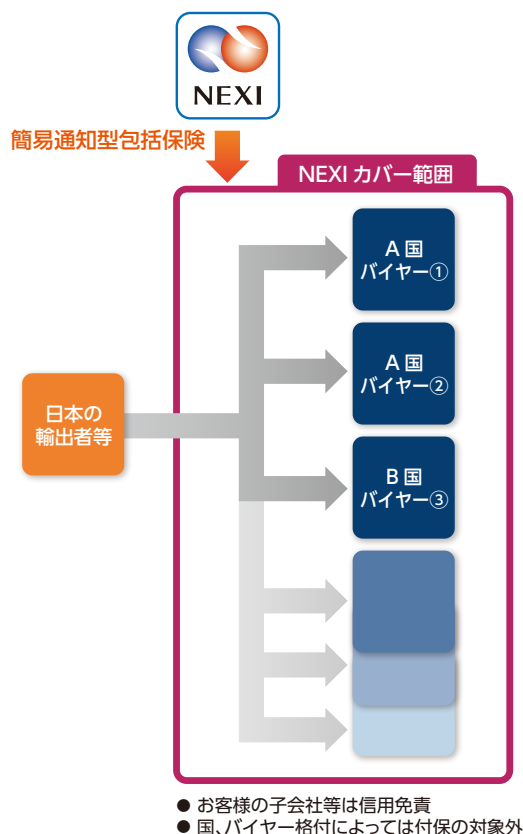
## 簡易通知型包括保険

### 複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申込み必要はなく、また船積実施後の通知となることから保険契約の内容変更手続が生じることも少ないため、他の保険種に比べ事務手続が簡素化されていることが特徴です。

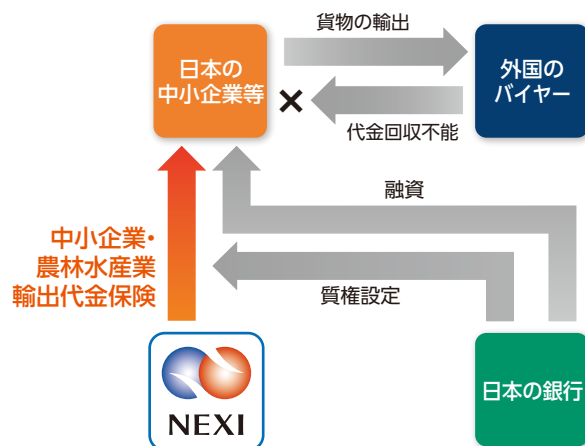
※ 保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



## 中小企業・農林水産業輸出代金保険

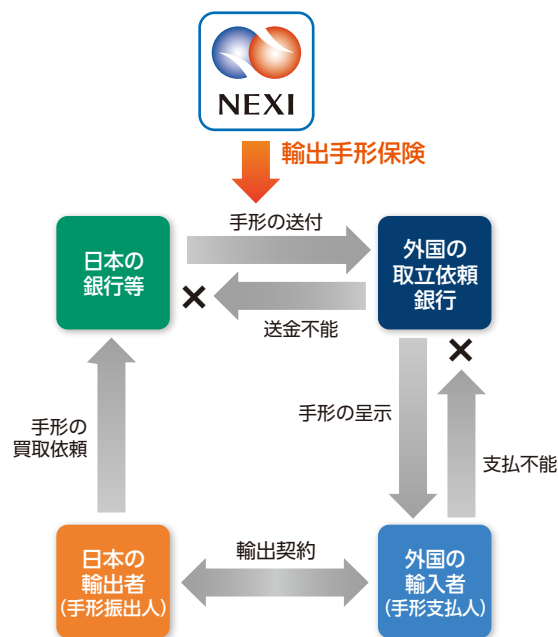
### 中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品内容となっています。また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。



## 輸出手形保険

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行における荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形を買取った場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払いになり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。



## 前払輸入保険

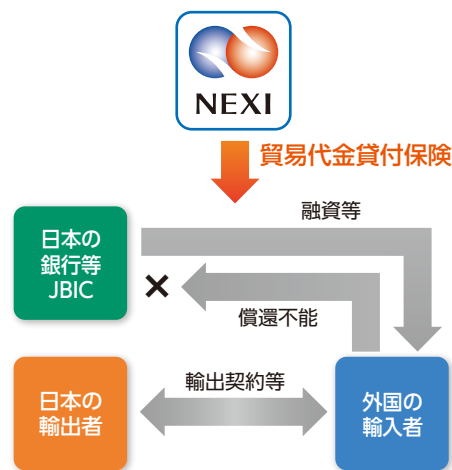
日本の輸入者が、前払いで外国から貨物を購入する契約を締結したが、貨物を輸入することができなくなった場合に、あらかじめ前払輸入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求をしたにもかかわらず、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。



## 貿易代金貸付保険

### 輸出代金等の融資等のための保険 (バイヤーズ・クレジット)

日本の銀行等が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等（債券の購入及び保証債務の負担も含まれます。）した場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、テロ、自然災害といった不可抗力や、②融資先の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券が償還不能となることによる損失をカバーします。ただし、貸付契約等は、国際ルールに従ったものでなくてはなりません（詳しくは34頁参照）。

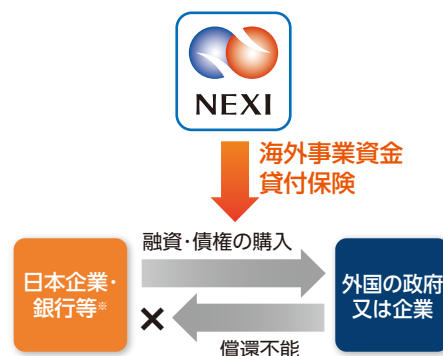


※ 日本の銀行は、国際協力銀行（JIBC）と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

## 海外事業資金貸付保険

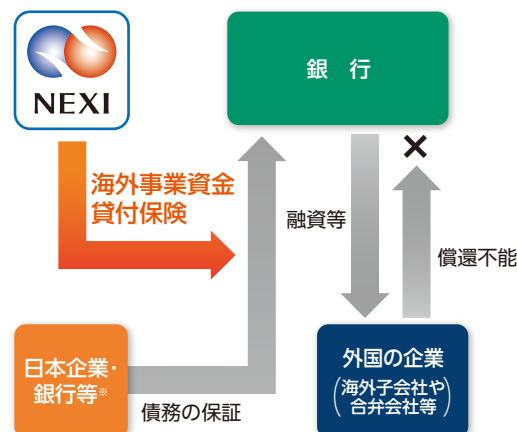
### 事業資金の融資又は債券の購入のための 保険（貸付金債権等）

日本の企業・銀行等\*が、本邦外で行われる経済開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券の償還が受けられないことによる損失をカバーします。



### 債務保証のための保険（保証債務）

日本の企業・銀行等\*が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に対する保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②破産等によって債務不履行を発生させたために、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。

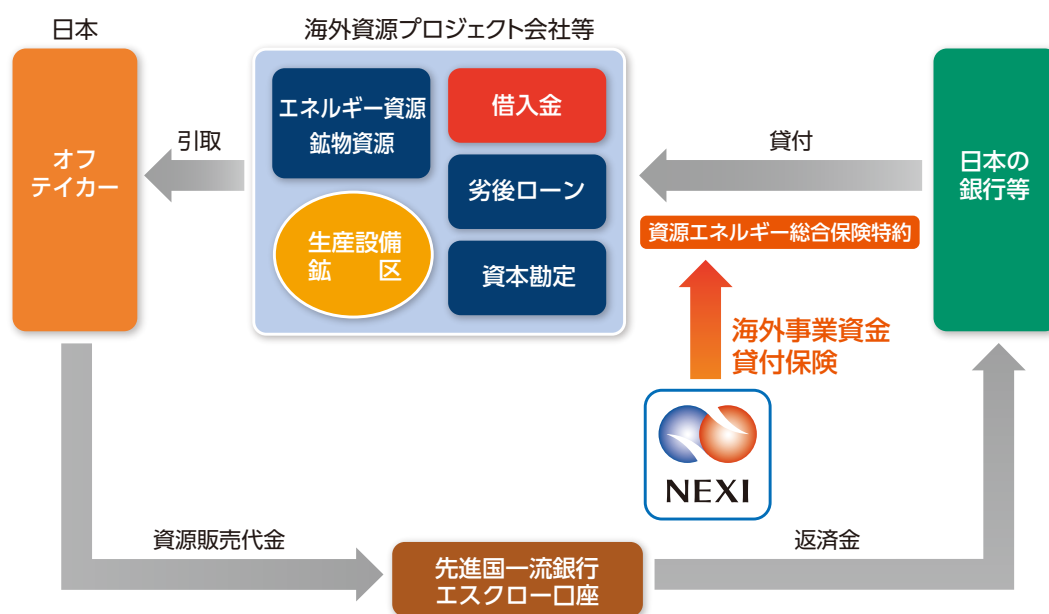


※ 我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業（重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等）については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

## 資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に対する取組を抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、幅広いリスクの填補範囲等を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで付保することができます。

日本の企業、銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や不払いによって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。

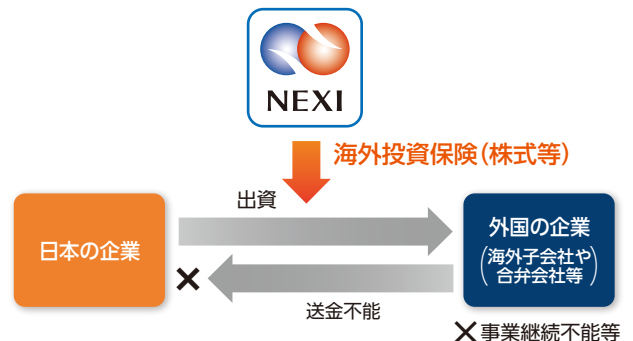


- 我が国事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取案件等向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。
- 原則として、先進国一流銀行内にエスクロー口座が開設されることが必要とされます。
- 通常の海外事業資金貸付保険より低い料率、高い付保率が適用されます。

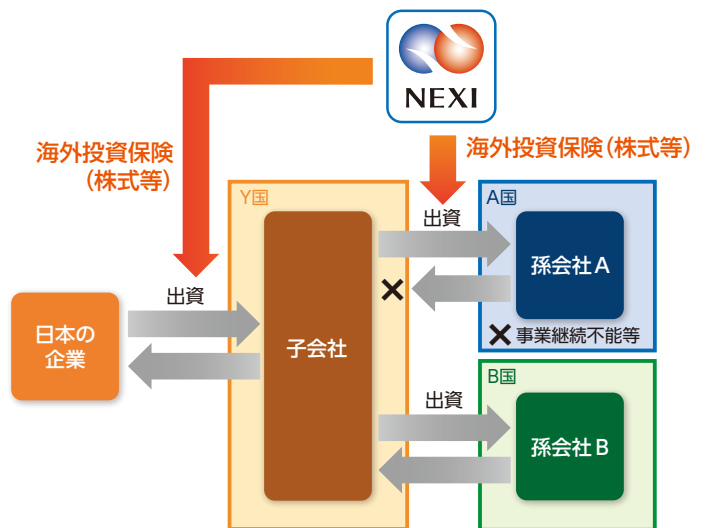
# 海外投資保険

## 出資に対する保険 (株式等)

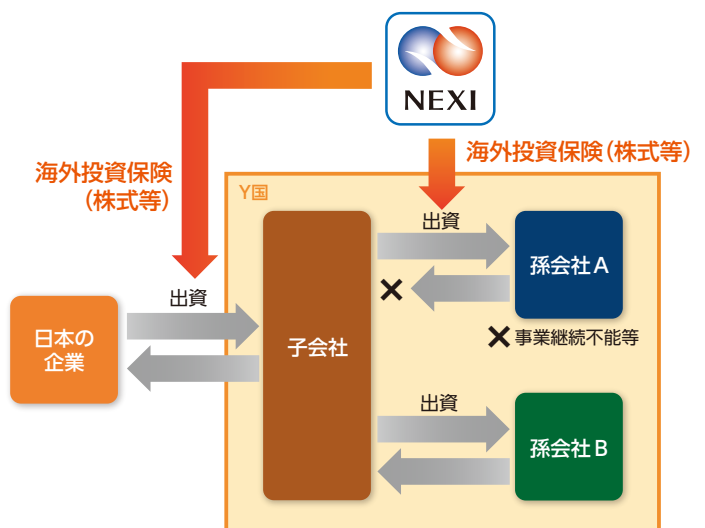
日本の企業が、海外で子会社や合併会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなること等による損失をカバーします。また、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止により配当金を日本に送金できないことによる損失もカバーします。



また、日本の企業が出資した子会社が、複数の国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても) その孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。



さらに、日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても) その孫会社が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。

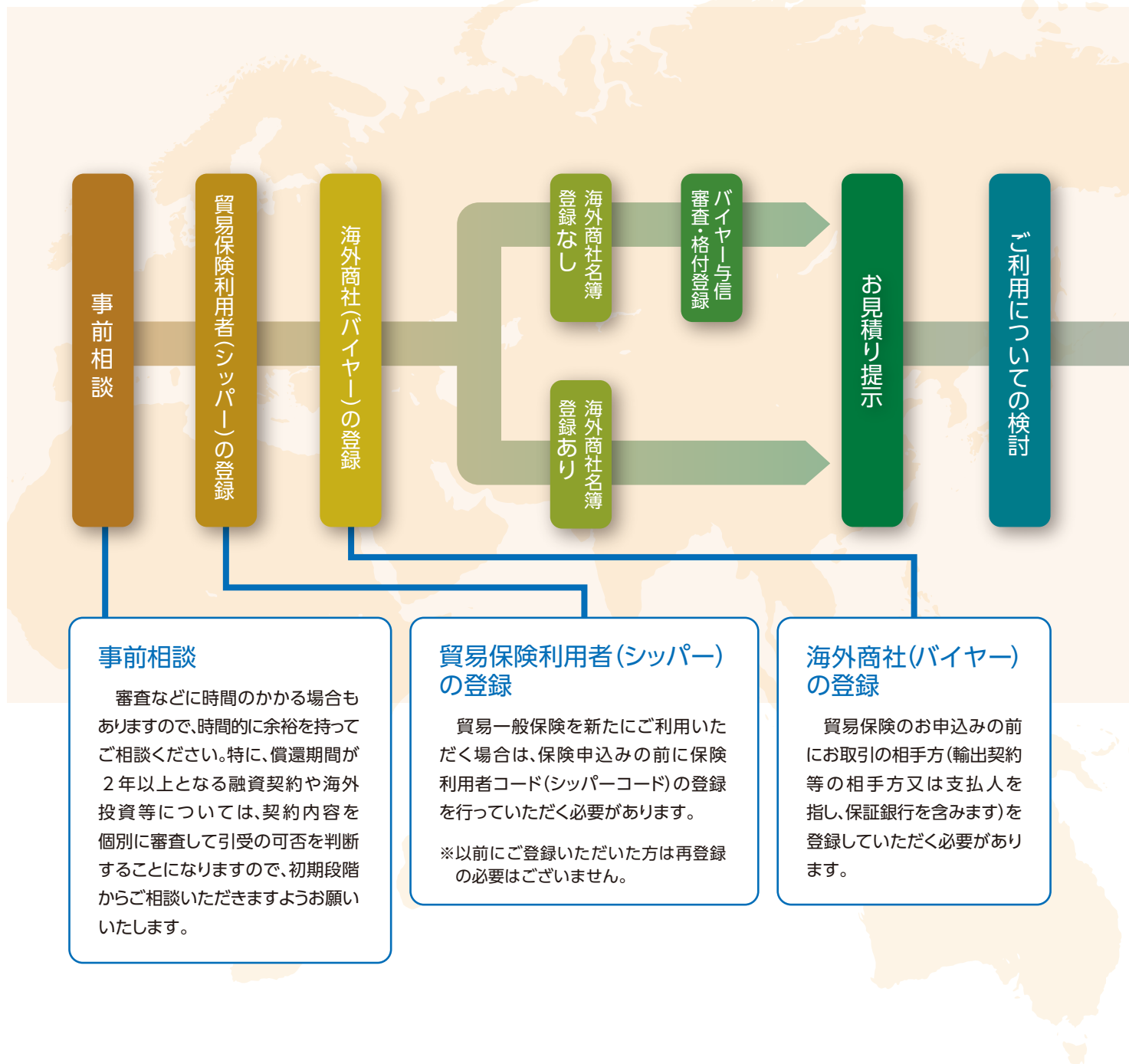


海外投資保険には上記の出資に対する保険 (株式等) 以外に権利等の取得に対する保険 (不動産等) もあります。

# 貿易保険 手続の流れ

## 保険の申込手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。





### お申込み可能期間

輸出契約等の締結日以降船積日から起算して5営業日後の日までお申込み可能です。

保険責任はお申込み以降に開始します。

### 詳しくは、下記までお問い合わせください。

本店 営業第一部

- お客様総合支援グループ  
フリーダイヤル 0120-671-094
- 包括保険グループ  
フリーダイヤル 0120-675-094

大阪支店

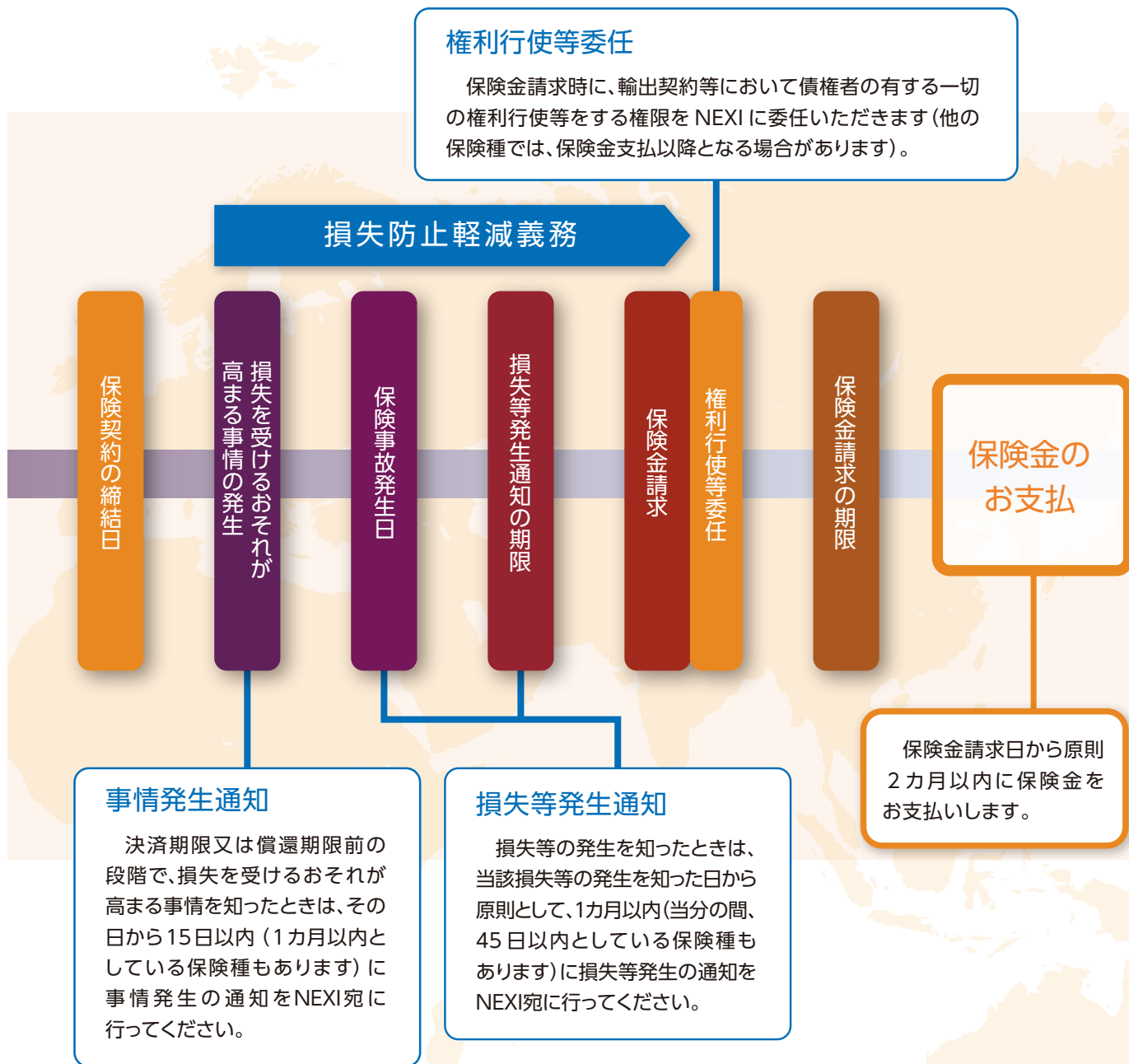
- 営業グループ フリーダイヤル 0120-649-818

詳しい手続きに関しては、  
ウェブサイトにてご案内しております。

(<https://www.nexi.go.jp>)

## 保険金支払の手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。



### 債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ (Paris Club) は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議で、通称「パリクラブ」と呼ばれています。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払いが困難に陥った債務国政府と債務救済（リスケジュール等）について協議をしています。パリクラブにおける債権国のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、長期になりますが債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。



### 回収方針の策定

保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

### 回収実施の主体

- NEXI及び日本政府(パリクラブ等での相手国政府との交渉)
- NEXIの提携するサービス(債権回収業者)
- 被保険者(お客様)

### 回収協力義務

- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者に指示した場合は被保険者にはその指示に従う(回収協力)義務があります。
- 「NEXIの提携するサービス」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者に協力をお願いすることがあります(保険種により異なる場合があります)。

### 回収関連サービス

#### パリクラブリスケットン補割れ債権の譲渡承認制度

お客様の資産管理の効率化、債権管理コストの削減等に資することを目的として、てん補割れ部分の債権をお客様が第三者(譲受人)に譲渡されることを一定の条件の下に認める制度があります。

### 詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### 債権業務部

フリーダイヤル 0120-673-094

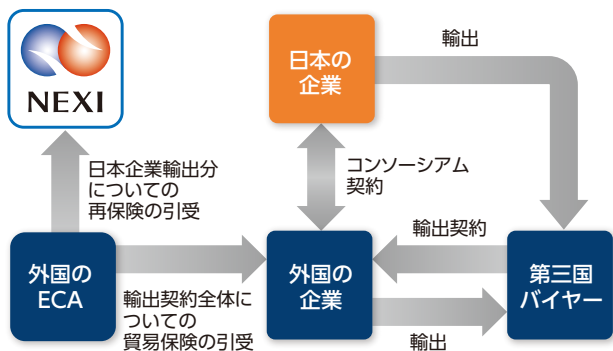
- 査定グループ TEL.03-3512-7663
- 回収グループ TEL.03-3512-7658

# 海外の関連組織との協力

国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ的確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

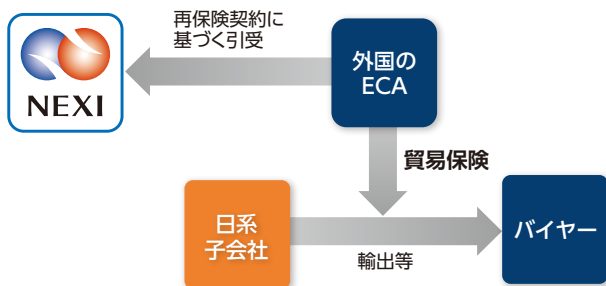
## One-Stop-Shop再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合に、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関（ECA）との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム（企業連合）を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。



## 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、アジア等の日系企業がアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。



## 欧米民間保険会社との再保険

欧州危機等を背景にNEXIが欧米民間保険会社と短期の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与する対応を開始しました。

## その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーである主要ECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

### ヨーロッパ

#### One-Stop-Shop再保険協定締結先

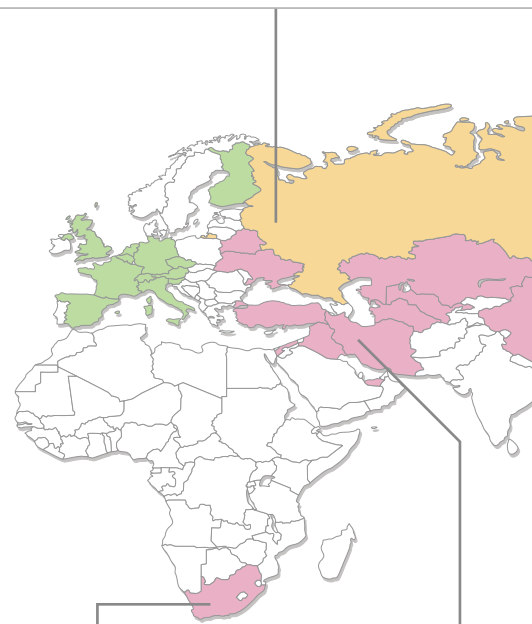
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	2002年
オランダ	オランダ信用保険会社 (NCM) ※1	2002年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (ONDD) ※2	2002年
ドイツ	ヘルメス信用保険会社 (HERMES) ※3	2003年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	2003年
フランス	フランス貿易保険会社 (COFACE)	2003年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	2004年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2005年
スイス	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	2007年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2017年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF) ※4	2017年

#### 短期型再保険協定締結先

ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2016年
-----	------------------------	-------

#### 協力協定締結先

フランス	フランス対外経済省 (DREE)	1995年
	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
イギリス	英国輸出信用保証局 (ECGD)	1995年



### アフリカ

#### 協力協定締結先

南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社 (ECIC SA)	2005年
-------	-------------------------	-------

### 中東

#### 協力協定締結先

イスラエル	イスラエル外国貿易危険保険会社 (IFTRIC)	1997年
アブダビ酋長国	ムバダラ開発 (MDC)	2008年
イラク	イラク財務省 / イラク貿易銀行 (TBI)	2011年
イラン	イラン経済財務省	2016年
トルコ	トルコ輸出入銀行 (TURK EXIMBANK)	2017年



ドイツ	ヘルメス信用保険会社 (HERMES) ※3 / C&Lドイツ監査会社 (C&L)	1996年
	ドイツ復興金融公庫KfW	2011年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	1996年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	1996年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FGB) ※5	1996年
オランダ	オランダ信用保険会社 (NCM) ※1	1996年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (ONDD) ※2	1997年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2000年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社 (UZBEKINVEST)	2007年
ウクライナ	ウクライナ輸出入銀行 (UKREXIMBANK)	2009年
ロシア	ロシア開発対外経済銀行 (VEB)	2009年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行 (Belarusbank)	2009年
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2013年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済関係銀行 (TFEB)	2015年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2015年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社 (KEG) ※6	2016年

※1 NCM=現ATRADIUS ※2 ONDD=現Credendo  
 ※3 HERMES=現EULER HERMES GERMANY ※4 正式名称はECGD  
 ※5 FGB=現FINNVERA ※6 KEG=現KazakhExport

### 北アメリカ

#### One-Stop-Shop再保険協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	2004年
------	-----------------------	-------

#### 短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2012年
-----	-----------------	-------

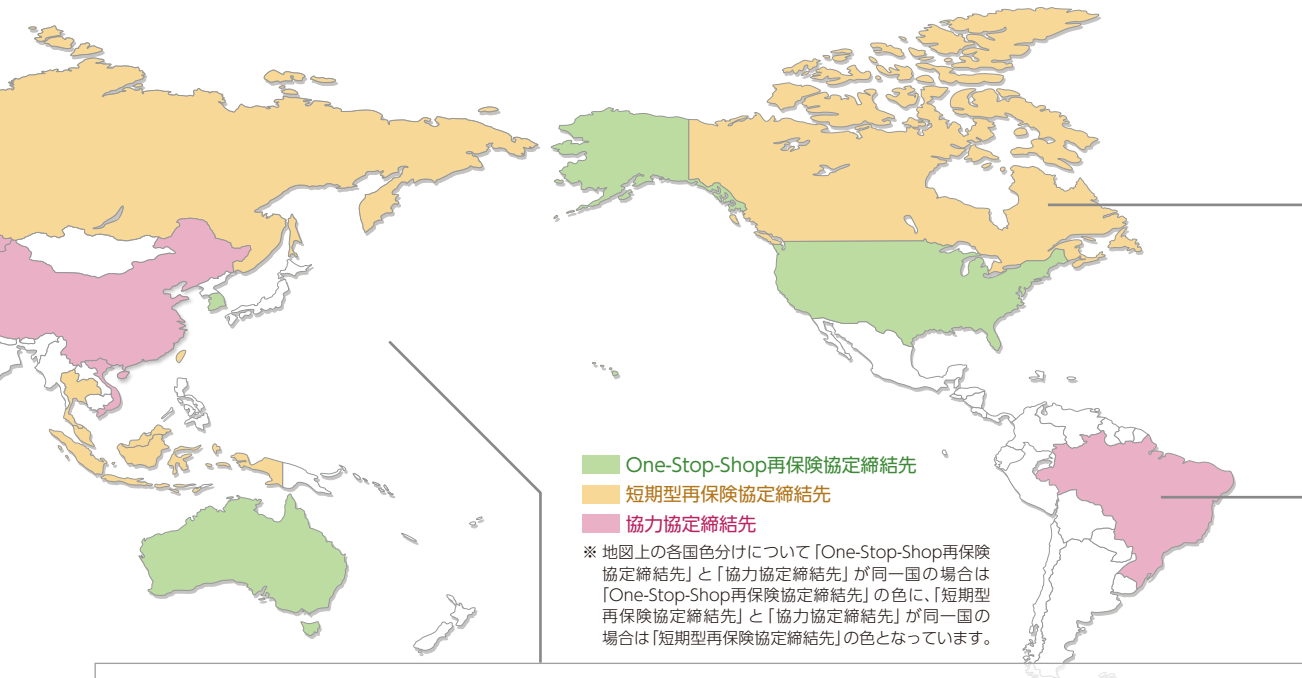
#### 協力協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	1991年
カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	1997年
アメリカ	米国エネルギー省 (DOE)	2009年
	米国海外民間投資公社 (OPIC)	2017年

### 南アメリカ

#### 協力協定締結先

ブラジル	ヴァーレ (VALE)	2008年
	ペトロbras (PETROBRAS)	2008年
	ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関 (ABGF)	2017年



■ One-Stop-Shop再保険協定締結先  
 ■ 短期型再保険協定締結先  
 ■ 協力協定締結先

※ 地図上の各国色分けについて「One-Stop-Shop再保険協定締結先」と「協力協定締結先」が同一国の場合は「One-Stop-Shop再保険協定締結先」の色に、「短期型再保険協定締結先」と「協力協定締結先」が同一国の場合は「短期型再保険協定締結先」の色となっています。

### アジア・オセアニア

#### One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関 (EFIC)	2005年
韓国	韓国貿易保険公社 (KSURE)	2011年

#### 短期型再保険協定締結先

シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	2004年
マレーシア	マレーシア輸出入銀行 (MEXIM)	2006年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2009年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2009年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2010年
香港	香港輸出信用保険会社 (HKECIC)	2012年

#### 協力協定締結先

韓国	韓国輸出保険公社 (KEIC) ※7	1994年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	1997年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2005年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2008年
中国	中国輸出信用保険公社 (SINOSURE)	2009年
ベトナム	ペトロベトナム (PETROVIETNAM)	2010年
	ベトナム財政省 (Ministry of Finance of Vietnam)	2014年
インドネシア	プルタミナ (PT Pertamina (Persero))	2015年

※7 KEIC=現KSURE

### 欧米民間保険会社との再保険協定締結先

ユーラーヘルメス保険会社 (EULER-HERMES) (民間部門)	2013年
フランス貿易保険会社 (COFACE) (民間部門)	2014年
アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2015年
Tokio Marine HCC (HCC)	2016年

### 国際機関

#### 協力協定締結先

欧州復興開発銀行 (EBRD)	1997年
APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関 (12カ国 15機関)	1997年
イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC)	2008年
多国間投資保証機関 (MIGA)	2018年

## 経済協力開発機構 (OECD)

### 1 輸出信用保証部会 (ECG会合及び参加国会合)

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関 (ECA) 間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁とともに、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付といった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

### 2 OECD公的輸出信用アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件 (最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等) を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機、鉄道インフラ、再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクト及びプロジェクト・ファイナンスについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

### 3 環境への取組

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組の向上を図っており、2012年6月に3度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

### 4 贈賄防止への取組

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄に対する取組を行っています。

# 2017年度の業務実績

---

業務概況	36
業務実績	42
主な取組	46
主な引受プロジェクト	54
主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)	60

# 2017年度の業務概況

## 2017年度の輸出動向

2017年度の日本の輸出金額は、自動車、半導体製造装置、鉄鋼等の輸出が増加し、約79.2兆円と2年ぶりの増加（前年度比10.8%増）となりました。地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約43.4兆円（前年度比13.1%増）、うち中国向けが約15.2兆円（前年度比18.3%増）、米国向けが約15.2兆円（前年度比7.5%増）、EU向けが約8.9兆円（前年度比11.0%増）、中東向けが約2.4兆円（前年度比4.4%減）となりました。

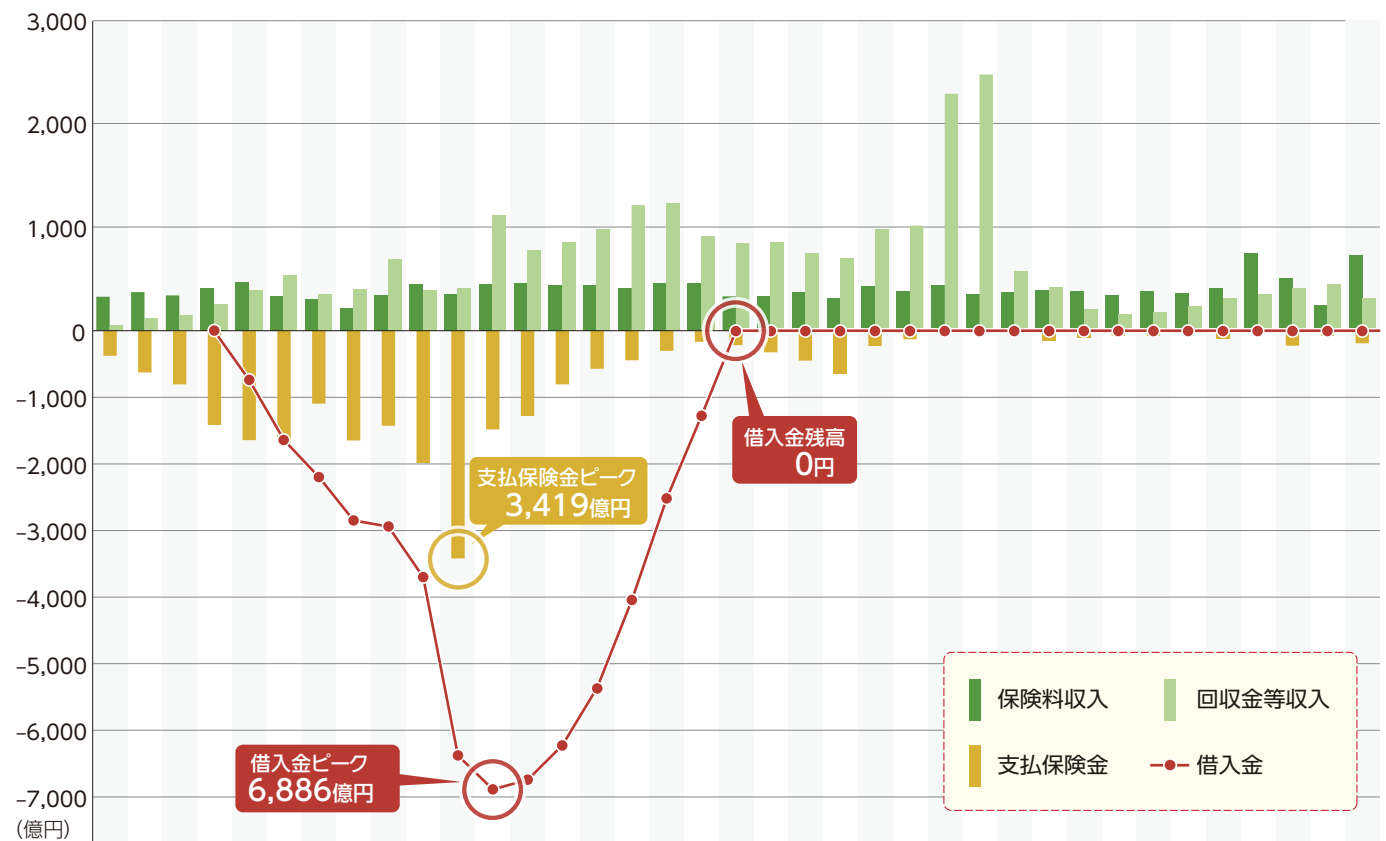
### 参考 日本の輸出金額

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
輸出金額	70,856,464	74,667,048	74,115,132	71,522,248	79,222,634
対前年度比増減率(%)	10.8	5.4	△ 0.7	△ 3.5	10.8

(出所：財務省貿易統計)

## 貿易保険事業収支の推移



年度	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	
保険料収入	328	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	746	512	245	728	
回収金等収入	55	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	357	409	445	313	
支払保険金	376	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	31	224	78	192	
期末借入残高	-	-	-	-	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

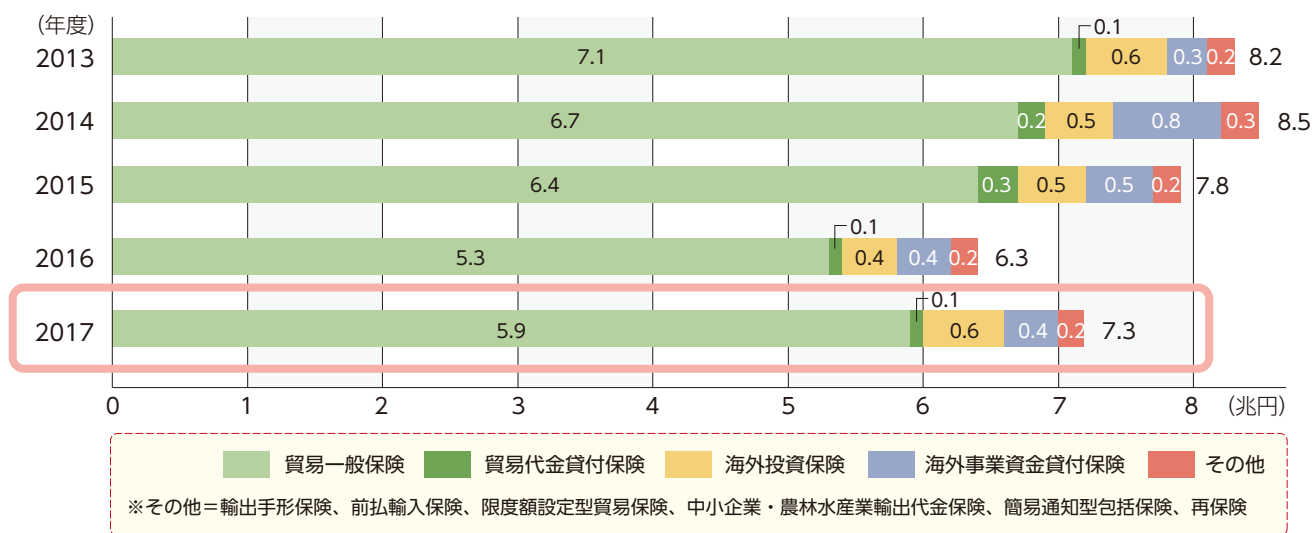
(注) 現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。

(単位：億円)

## 引受実績

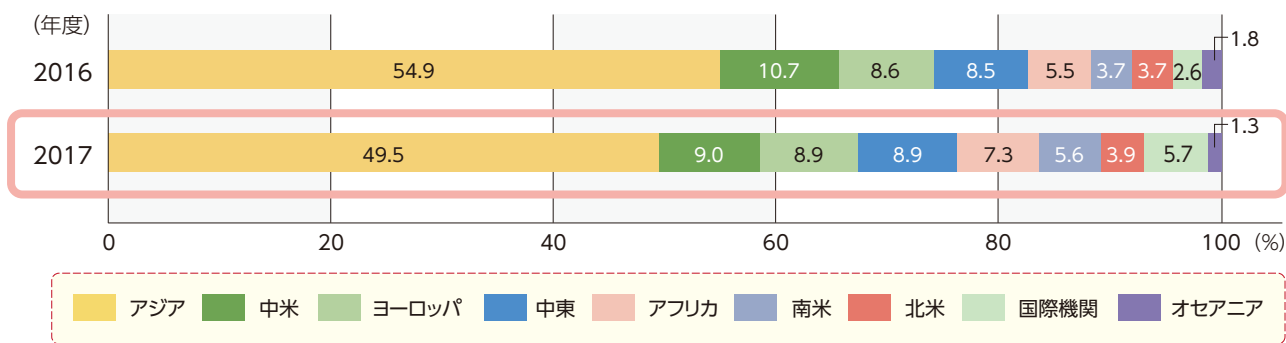
### 引受実績及び保険種別構成比の推移

2017年度の引受実績は、世界経済の緩やかな回復が続き、我が国の輸出も増加したことなどを背景に、約7.3兆円（前年度比15.2%増）となりました。



### 引受実績の地域別構成比

アジア向けが約3.9兆円と全体の49.5%を占め引き続き最大となり、次いで中米向けが約0.7兆円で9.0%を占めました。



### 2017年度引受実績 上位10ヶ国・地域

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	インドネシア	976,606	12.5%
2	中華人民共和国	550,601	7.0%
3	タイ	444,503	5.7%
4	大韓民国	332,592	4.2%
5	パナマ(船舶)	304,678	3.9%

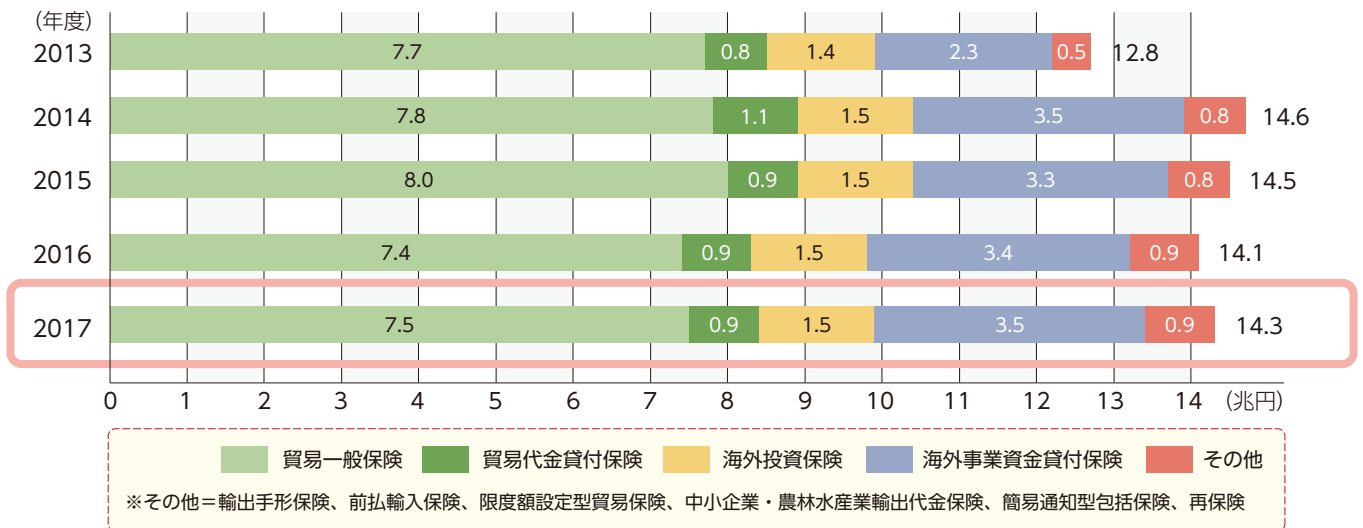
順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	ベルギー	293,368	3.7%
7	アメリカ合衆国	262,668	3.4%
8	フィリピン	189,646	2.4%
9	ベトナム	188,785	2.4%
10	インド	182,778	2.3%

## 2017年度の業務概況

### 責任残高

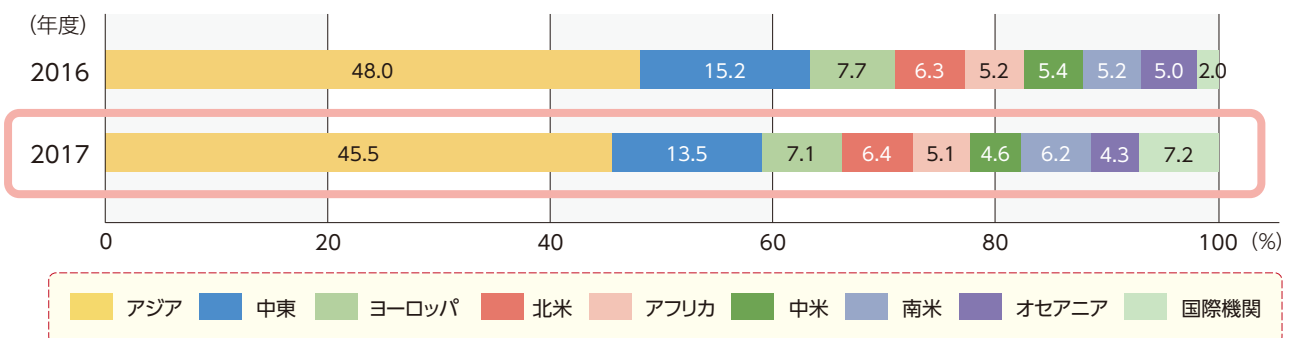
#### 責任残高及び保険種別構成比の推移

2017年度の責任残高は、約14.3兆円（前年度比1.5%増）となりました。



#### 責任残高の地域別構成比

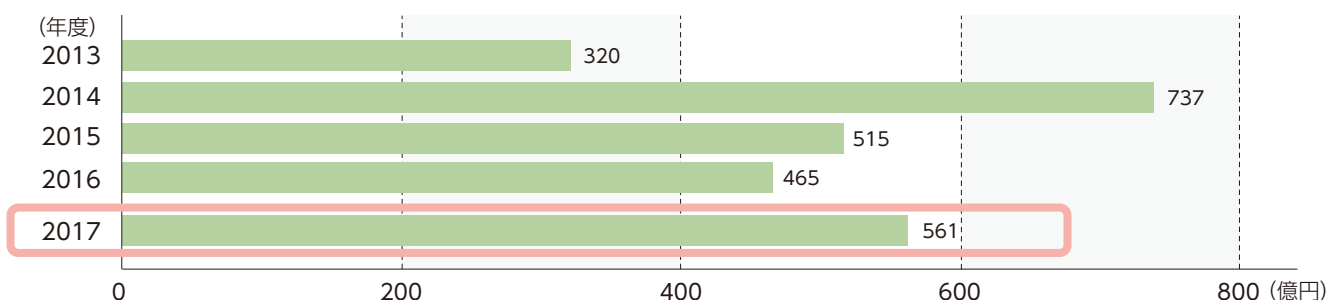
アジア向けが全体の45.5%（約6.9兆円）と最も多く、次いで中東向けが13.5%（約2.1兆円）となりました。



# 保険料収入

## 保険料収入の推移

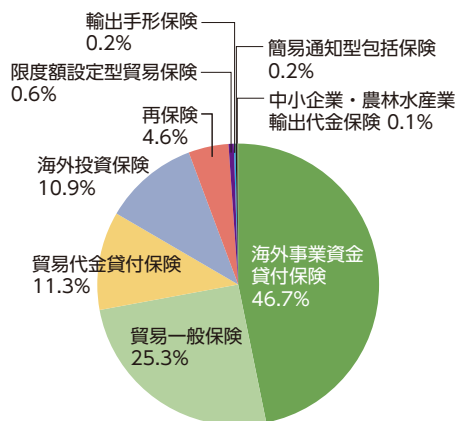
2017年度の保険料収入は、約561億円（前年度比20.6%増）となりました。



(注) 詳細についてはP.44を参照のこと。

## 2017年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、海外事業資金貸付保険の保険料収入が約262億円と全体の46.7%を占め引き続き最大となり、次いで貿易一般保険が全体の25.3%の約142億円、貿易代金貸付保険が全体の11.3%の約63億円となりました。

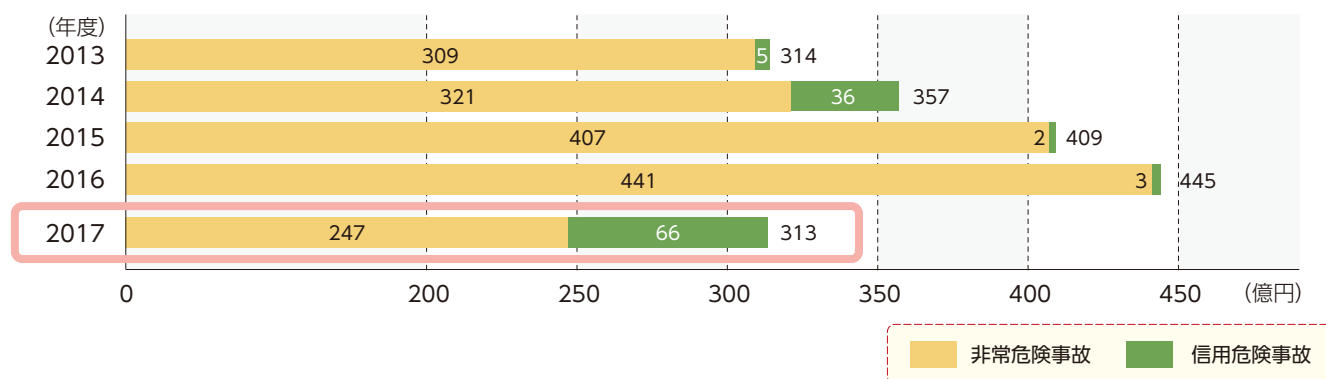


# 回収金

## 回収金の推移

2017年度の回収金は、約313億円（前年度比29.7%減）となりました。

リスケジュール等による非常危険事故にかかわる回収金約247億円が全体の79%を占め、信用危険事故の回収金約66億円が全体の21%となりました。

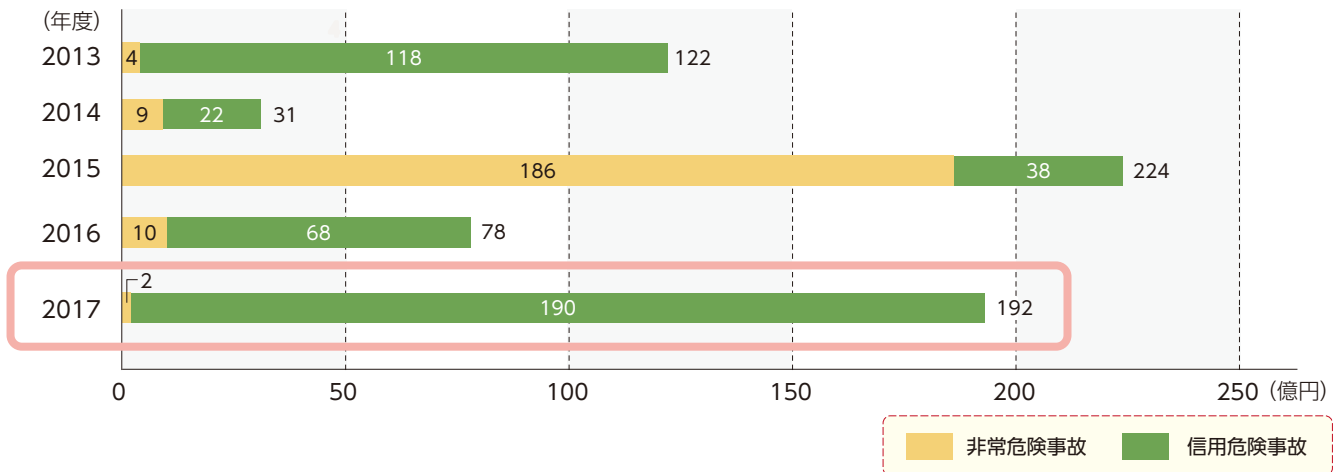


## 2017年度の業務概況

### 支払保険金

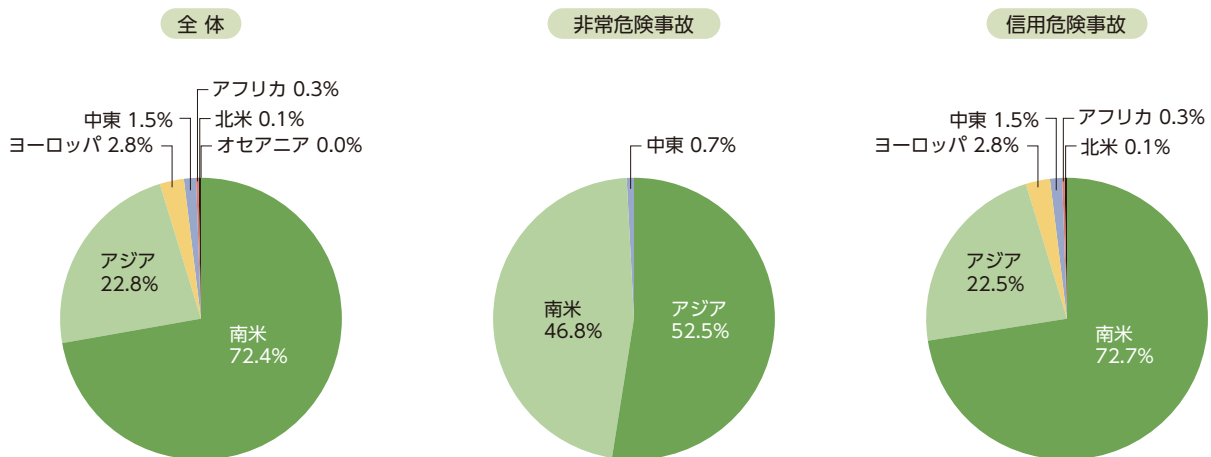
#### 支払保険金の推移

2017年度の支払保険金は、約192億円（前年度比147.3%増）となりました。  
これは、信用危険事故で大型の保険金支払があったためです。



#### 2017年度地域別支払保険金

南米向けの支払保険金額が約139億円で最も大きく、全体の72.4%を占めました。



#### 2017年度支払保険金額上位5ヶ国・地域

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	合計	内訳	
			非常	信用
1	ブラジル	13,839	0	13,839
2	中華人民共和国	2,755	112	2,642
3	シンガポール	951	0	951
4	ロシア	529	0	529
5	アラブ首長国連邦	287	2	286



# 2017年度の保険事故状況 (2018年5月15日時点データに基づいて作成)

## 2017年度の非常・信用危険別の保険事故状況 — 年度毎の推移 —

保険事故については、総額で約618億円の損失等発生通知書が提出されました。非常危険の事故通知は、アフリカ地域とヨーロッパ地域向けが増加したものの、全体としては昨年度の半分程度の金額となりました。信用危険の事故通知は、アジア・中近東地域におけるバイヤー向けの支払遅延等があり、対前年度比で2倍以上に増加しました。

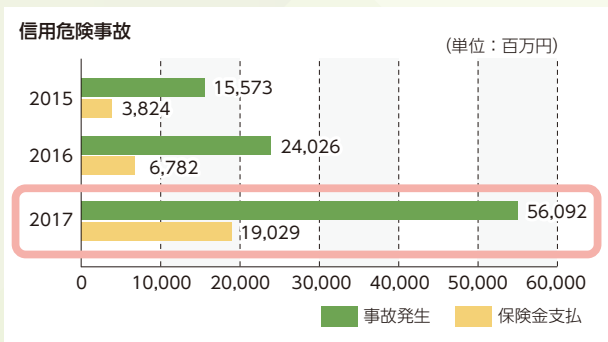
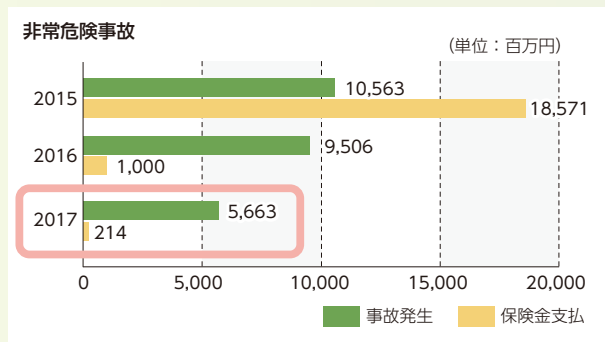
保険金支払いについては、非常危険では、大型の保険金請求がなかったこともあり、対前年度比で減少となりました。信用危険については、債務履行遅滞による事故が対前年度比で約3倍に増加しました。

(単位：百万円)

区分	危険区分	2015年度	2016年度	2017年度	対前期増減率(%)
事故発生	非常危険事故	10,563	9,506	5,663	△40.4%
	信用危険事故	15,573	24,026	56,092	133.5%
	金額合計	26,136	33,532	61,755	84.2%
保険金支払	非常危険事故	18,571	1,000	214	△78.6%
	信用危険事故	3,824	6,782	19,029	180.6%
	金額合計	22,395	7,782	19,243	147.3%

※ 損失等発生通知が提出された後に全額入金となり、保険金請求されないケースや保険金請求が翌年度以降となるケース等があるため、当該年度における事故発生と保険金支払金額は同一とはなりません。

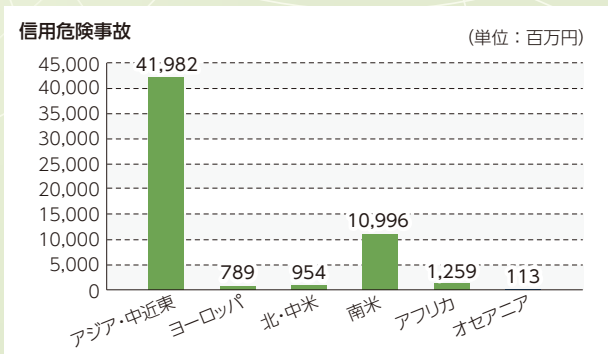
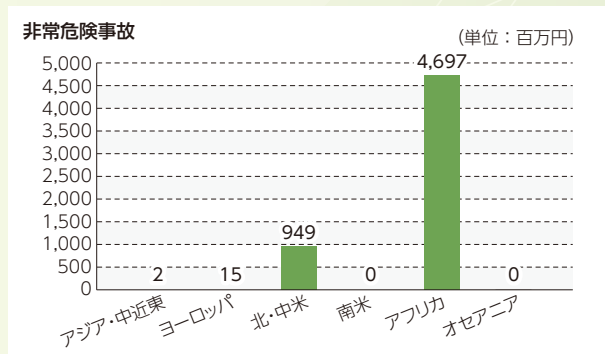
### 事故発生金額・保険金支払の推移 (2015年度～2017年度)



### 地域別の保険事故発生状況

2017年度の非常危険事故は、約8割がアフリカの案件で、その他、北・中米において発生しました。アフリカにおいては、主に「自然災害(暴風)」や「外貨送金遅延」による事故として通知されています。

#### 地域別 事故発生金額 (2017年度)



# 2017年度の業務実績

## 引受実績

### 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	7,062,995	6,737,681	6,438,129	5,344,820	5,915,423	81.1	10.7
責任期間1年以内	3,876,014	3,798,162	3,304,188	2,745,229	3,093,390	42.4	12.7
責任期間1年超	3,186,981	2,939,518	3,133,941	2,599,591	2,822,033	38.7	8.6
限度額設定型貿易保険	7,500	8,054	5,463	5,308	8,115	0.1	52.9
中小企業・農林水産業輸出代金保険	2,642	4,310	9,290	9,640	8,449	0.1	△ 12.3
簡易通知型包括保険	23,062	36,023	40,956	47,106	51,963	0.7	10.3
輸出手形保険	14,351	12,062	13,258	12,255	11,823	0.2	△ 3.5
前払輸入保険	5	84	454	98	981	0.0	906.2
海外投資保険	607,118	488,604	503,508	401,538	641,568	8.8	59.8
貿易代金貸付保険	116,449	156,422	256,135	61,898	138,372	1.9	123.5
海外事業資金貸付保険	292,526	835,625	454,643	366,722	404,887	5.5	10.4
再保険	108,358	206,996	93,426	85,297	115,971	1.6	36.0
合計	8,235,005	8,485,862	7,815,262	6,334,680	7,297,552	100.0	15.2

(注1) 保険証券発行日をもとに作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 貿易一般保険においてはBUルールの区分に従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています(以後同じ)。

(注3) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

### 地域別引受実績

(単位：百万円)

地域	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	4,648,950	4,313,329	4,103,595	3,711,316	3,878,278	49.5	4.5
中東	859,564	503,204	1,311,427	571,306	696,610	8.9	21.9
ヨーロッパ	934,698	163,994	743,348	578,369	699,293	8.9	20.9
北米	328,489	957,074	383,047	250,236	303,599	3.9	21.3
中米	778,445	181,088	789,353	723,744	703,342	9.0	△ 2.8
南米	620,301	900,820	377,503	251,170	438,422	5.6	74.6
アフリカ	474,936	691,986	317,625	373,657	573,657	7.3	53.5
オセアニア	93,489	621,011	137,866	119,886	100,603	1.3	△ 16.1
国際機関	192,541	830,584	293,575	177,508	445,278	5.7	150.8

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国。但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

(注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。

(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

## 責任残高

### 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	7,729,556	7,824,348	7,988,439	7,446,773	7,538,669	52.6	1.2
責任期間1年以内	3,157,157	3,346,374	3,056,828	2,649,163	2,497,946	17.4	△ 5.7
責任期間1年超	4,572,399	4,477,974	4,931,611	4,797,610	5,040,723	35.2	5.1
限度額設定型貿易保険	12,172	9,748	9,375	7,313	9,868	0.1	34.9
中小企業・農林水産業輸出代金保険	809	1,449	3,161	3,028	2,817	0.0	△ 7.0
簡易通知型包括保険	6,358	11,840	10,531	11,879	13,003	0.1	9.5
輸出手形保険	2,854	2,757	2,851	3,283	3,556	0.0	8.3
前払輸入保険	0	82	301	0	979	0.0	-
海外投資保険	1,381,472	1,519,798	1,457,399	1,460,533	1,528,398	10.7	4.6
貿易代金貸付保険	843,676	1,051,619	923,292	922,836	866,474	6.0	△ 6.1
海外事業資金貸付保険	2,340,913	3,450,177	3,348,179	3,439,069	3,531,722	24.6	2.7
再保険	481,299	753,765	747,998	828,928	834,459	5.8	0.7
合計	12,799,111	14,625,584	14,491,526	14,123,643	14,329,946	100.0	1.5

(注1) 過年度引受分も含め、各事業年度末の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

### 地域別責任残高

(単位：百万円)

地域	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	6,157,137	7,049,343	6,765,958	6,938,429	6,894,464	45.5	△ 0.6
中東	1,618,309	1,832,577	2,413,796	2,198,618	2,050,197	13.5	△ 6.8
ヨーロッパ	1,485,961	1,538,710	1,370,926	1,108,202	1,073,114	7.1	△ 3.2
北米	419,806	1,000,236	980,674	911,537	976,589	6.4	7.1
中米	565,497	606,627	687,931	755,757	769,735	5.1	1.8
南米	1,028,851	1,164,458	934,651	776,747	704,038	4.6	△ 9.4
アフリカ	666,671	800,022	680,454	750,939	947,204	6.3	26.1
オセアニア	1,042,667	792,051	747,300	725,637	654,853	4.3	△ 9.8
国際機関	244,522	225,035	243,752	282,677	1,084,413	7.2	283.6

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

## 2017年度の業務実績

## 保険料収入

## 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	13,315	15,188	13,858	14,838	14,213	25.3	△ 4.2
責任期間1年以内	5,612	6,247	5,081	5,240	6,600	11.8	26.0
責任期間1年超	7,703	8,941	8,777	9,598	7,613	13.6	△ 20.7
限度額設定型貿易保険	263	281	194	166	340	0.6	105.6
中小企業・農林水産業輸出代金保険	24	39	83	85	72	0.1	△ 15.8
簡易通知型包括保険	43	85	99	105	116	0.2	11.1
輸出手形保険	132	111	131	109	120	0.2	10.3
前払輸入保険	0	0	3	0	3	0.0	819.6
海外投資保険	4,471	5,035	5,802	5,264	6,102	10.9	15.9
貿易代金貸付保険	3,899	6,586	13,030	3,378	6,326	11.3	87.3
海外事業資金貸付保険	6,078	38,514	15,231	22,044	26,220	46.7	18.9
再保険	3,771	7,840	3,038	526	2,603	4.6	394.9
合計	31,994	73,679	51,469	46,516	56,117	100.0	20.6

(注) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日をもとにする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

## 支払保険金

## 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)					
貿易一般保険	9,675	0	9,675	2,709	582	2,127	21,926	18,571	3,355	3,499	1,000	2,499	4,205	114	4,091	21.9	20.2
限度額設定型貿易保険	368	0	368	99	0	99	221	0	221	0	0	0	13	0	13	0.1	—
中小企業・農林水産業輸出代金保険	0	0	0	1	0	1	2	0	2	136	0	136	193	0	193	1.0	42.2
簡易通知型包括保険	17	0	17	8	0	8	0	0	0	13	0	13	3	0	3	0.0	△ 80.1
輸出手形保険	14	0	14	0	0	0	0	0	0	31	0	31	0	0	0	0.0	△ 100.0
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0.5	—
貿易代金貸付保険	1,723	0	1,723	0	0	0	0	0	0	114	0	114	0	0	0	0.0	△ 100.0
海外事業資金貸付保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,047	0	1,047	13,839	0	13,839	71.9	1,221.7
再保険	436	436	0	285	285	0	245	0	245	2,943	0	2,943	891	0	891	4.6	△ 69.7
合計	12,234	436	11,798	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	100.0	147.3

## 地域別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)					
アジア	841	0	841	1,334	0	1,334	1,059	0	1,059	3,662	0	3,662	4,385	112	4,273	22.8	19.7
中東	9,532	436	9,096	459	459	0	1,472	0	1,472	872	29	843	287	2	286	1.5	△ 67.1
ヨーロッパ	1,777	0	1,777	869	0	869	24	20	4	245	0	245	542	0	542	2.8	121.2
北米	7	0	7	0	0	0	0	0	0	503	0	503	25	0	25	0.1	△ 95.0
中米	72	0	72	0	0	0	980	0	980	0	0	0	0	0	0	0.0	—
南米	5	0	5	440	408	31	18,584	18,551	33	1,384	320	1,064	13,940	100	13,840	72.4	907.2
アフリカ	0	0	0	0	0	0	276	0	276	884	652	233	65	0	65	0.3	△ 92.6
オセアニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232	0	232	0	0	0	0.0	△ 100.0
合計	12,234	436	11,798	3,102	867	2,235	22,395	18,571	3,824	7,782	1,000	6,782	19,243	214	19,029	100.0	147.3

## 回収金

### 非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
								構成比 (%)	対前期増減率 (%)
非常	17,330	23,531	30,865	32,137	40,667	44,141	24,696	79.0%	-44.1%
信用	338	486	509	3,572	201	327	6,575	21.0%	1908.8%
合計	17,668	24,017	31,375	35,708	40,867	44,468	31,271	100.0	-29.7%

### 地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	
								構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	5,673	6,298	7,278	8,979	9,039	5,895	1,995	6.4%	-66.2%
中東	3,510	8,172	11,173	11,227	11,528	11,953	17,374	55.6%	45.4%
ヨーロッパ	814	1,154	1,512	2,860	572	594	713	2.3%	20.1%
北米	1	30	0	1	1	4	6	0.0%	69.5%
中米	510	241	3,246	3,015	1,519	1,534	1,472	4.7%	-4.0%
南米	1,176	1,536	1,558	2,361	10,771	20,337	9,024	28.9%	-55.6%
アフリカ	5,970	6,587	6,608	7,266	7,437	4,152	657	2.1%	-84.2%
オセアニア	14	0	0	0	0	0	29	0.1%	-
合計	17,668	24,017	31,375	35,708	40,867	44,468	31,271	100.0%	-29.7%

## 2017年度の回収状況

### 非常・信用別の回収状況

2017年度の回収金全体としては、前年度の約445億円から約132億円減少し約313億円（前年度比29.7%減）となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュール等の非常危険事故に関する回収金は約247億円（前年度比44.1%減）、一方、信用危険事故に関する回収金は約66億円（前年度比1908.8%増）となりました。

### 地域別の回収状況

地域別では、中東地域からの回収金が約174億円となり、全体の5割強（55.6%）を占めました。イラクから約95億円（パリクラブの回収金）、サウジアラビアから約63億円（信用危険事故の回収金）を回収しました。

次に、南米地域からの回収金が約90億円、これは全体の約3割（28.9%）を占めました。アルゼンチンから約84億円、エクアドルから約6億円を回収しました。

次に、アジア地域からの回収金が約20億円で全体の6.4%を占めました。インドネシアから約17億円、パキスタンから約1億円を回収しました。

その他、中米地域から約15億円（キューバ約13億円）、ヨーロッパ地域から約7億円（セルビア約5億円、ボスニア・ヘルツェゴビナ約1億円）、アフリカ地域から約7億円（エジプト約5億円）を回収しました。

# 2017年度の主な取組

## 株式会社NEXIの発足

2017年4月1日、日本貿易保険は独立行政法人から政府全額出資の特殊会社に移行し、新たに株式会社日本貿易保険が設立されました。この株式会社化の目的は、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させる点にあります。また、国の貿易再保険特別会計は廃止され、その資産及び負債は新生NEXIが承継

しました。なお、非常時にも保険金の確実な支払いを担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合には、貿易保険法に基づき、政府が必要な財政上の措置を講ずることとなっています。2017年度は、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関の設置などによりガバナンスを強化するなど、株式会社としての基盤整備を行いました。

## 金融環境の変化や新たなニーズへの対応

2017年10月、米ドル建て貿易保険の引受を開始しました。安倍総理大臣が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」(2015年5月)を受けたNEXIの機能強化の一環であり、2017年度中に4件の引受を行いました。

このほか、多様化するファイナンスのニーズに対応するため、

2年以上の延払案件に対する貿易一般保険の引受再開(4月)、リファイナンスを前提としたファイナンス形態である「ミニパームローン」に対する貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の引受開始(7月)などを実施しました。

## 重点的戦略分野の支援

### インフラ海外展開の支援

日本政府は「インフラシステム輸出戦略」(経協インフラ戦略会議決定)や「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、日本企業の海外におけるインフラシステムの受注増加及び質の高いインフラ輸出による国際貢献を目指しています。

NEXIは、2017年度、アルゼンチン共和国鉄道インフラ管理公団(Administración de Infraestructuras Ferroviarias Sociedad del Estado)向け自動列車停止装置輸出案件に係る融資保険の引受や、ウズベキスタン共和国Navoiyazot Joint-Stock Company向け化学肥料プラント輸出案件に係るNEXI保険料ファイナンスを目的とした融資保険の引受(「質の高いインフラパートナーシップ」を受けたNEXIの機能強化策の一つ)などを行いました。引き続きインフラ輸出の支援に積極的に取り組んでまいります。

### 資源・エネルギーの安定供給確保への取組

我が国にとって、安定的な鉱物資源及びエネルギー資源の確保は重要な政策課題となっています。2017年度は、イラク共和国West Qurna 1油田権益取得案件に係る海外投資保険の引受を行いました。また、NEXIではLNG案件への取組について経済産業省資源エネルギー庁の政策とも連携して対応しており、LNG生産プロジェクトについては、LNGの最終仕向け先が日本以外のケースにおいても支援を検討してまいります。また、LNG輸入国側への支援として、特にアジア向けにLNGを供給する際の当該国での輸入インフラ設備建設プロジェクトについても積極的に支援を検討してまいります。2017年10月に開催された「LNG産消会議2017」に出席し、NEXIのLNG案件の取組方針についてプレゼンテーションを行いました。NEXIでは、今後も我が国へのエネルギー資源の安定的な供給を実現すべく、LNG生産者側及び消費者側双方に係る案件への支援を通じ、LNG取引の活性化につながる取組を支援してまいります。

## 航空機・船舶分野への支援 (MRJ支援等)

NEXIは、航空機分野において三菱航空機株式会社が開発する「三菱リージョナルジェット (MRJ)」の輸出を貿易保険で支援するための準備を進めています。また、多くの本邦企業がプログラムパートナー・サプライヤーとして参画するボーイング機の輸出においても、米国輸出入銀行からの再保険の引受を通じて、本邦重工メーカー等による航空機部品の輸出を支援しています。2017年度は、新たな取組として英国輸出信用保証局 (UK Export Finance) と再保険協定を締結し、同局からの再保険引受を開始しました。

船舶分野では、2008年の金融危機を契機に一時受注が減少しましたが、円安による輸出競争環境の改善、燃費効率の高い船舶への更新需要の高まりなどにより、回復の兆しを見せています。2017年度は、ばら積み船3隻の保険引受を行いました。



©三菱航空機株式会社

(写真提供：三菱航空機株式会社)

## アメリカとの協力

### 米国政府系金融機関 (OPIC) との協力のための覚書締結

2017年11月、NEXIはアメリカ合衆国 (以下、米国) の政府系金融機関である Overseas Private Investment Corporation (OPIC) との間で、投融資の分野における協力覚書を締結しました。本覚書は、日本と米国の両国企業が新興国において共同で受注を目指すインフラ案件等を効果的かつ有益に支援することを目的とするもので、トランプ米大統領の訪日に際し、在日米国大使館にて署名式が行われました。これにより、両国間のパートナーシップの更なる発展が期待されます。



(合意文書署名式の様子)

### ヨルダン・ハシェミット王国／アルマナカ地区太陽光発電プロジェクトの引受

2017年12月、左記覚書に基づくOPICとの協調融資第一号案件として、NEXIは、ヨルダン・ハシェミット王国 (以下、ヨルダン) のアルマナカ地区における太陽光発電プロジェクトに対する融資保険の引受を決定しました。本プロジェクトは、三井物産株式会社が、米国の電力事業開発企業である AES Corporation等とともに総出力52MWの太陽光発電所を建設し、National Electric Power Company (ヨルダン国営電力会社) へ20年間にわたり売電するものです。プロジェクトファイナンスで調達される事業資金のうち40百万米ドルについて、OPICと株式会社三井住友銀行 (三井住友銀行) が融資を行い、NEXIは三井住友銀行の融資について保険の引受を行うものです。

## ロシア連邦との協力

### EXIARとの再保険協力

NEXIは2017年4月、ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR: Russian Agency for Export Credit and Investment Insurance) が引き受けた日系自動車メーカーのロシアからの自動車輸出に対する貿易保険について、再保険契約に署名しました。これは、2016年12月プーチン大統領訪日に際して、NEXIとEXIARが締結した再保険協力協定に基づく第一号の契約です。

また、2018年2月、ロシア・CIS地域にてビジネスを展開している日系企業の皆様を対象として、EXIARとの共同セミナーをモスクワで開催し、日系企業等約50名が参加しました。



(署名式の様子)

### アルファバンクとの8項目協力支援ファシリティの設定

2017年9月、安倍総理大臣のロシア連邦 (以下、ロシア) 訪問に際して、NEXIはロシアの民間大手商業銀行であるアルファバンク (Joint Stock Company Alfa-Bank) 向けに、8項目協力支援ファシリティを設定しました。本ファシリティは、日本政府が提唱する8項目の経済分野における協力の実現に向けた支援を目的とするクレジットライン型のファシリティで、日系子会社のみならず、日系企業のサプライチェーンを構築・強化していく上で重要だと考えられる地場企業の事業資金なども対象としています。

また、ウラジオストクにて開催された第3回東方経済フォーラムに参加し、極東ロシアからの輸出をテーマとする討論会にて、輸出信用機関としての立場から、NEXIの輸出・对外投资支援策を事例も交えて紹介しました。



(パネルディスカッションの様子)

## 海外の関連組織との連携強化

### チェコ輸出保証・保険公社との再保険協定の締結

2017年6月、NEXIは、チェコ共和国 (以下、チェコ) の輸出保証・保険公社 (EGAP: Export Guarantee and Insurance Corporation) と、両国経済へのひ益と第三国への輸出案件の発掘形成支援を目的とした再保険協定を締結しました。署名交換式は、来日中のチェコのポフスラフ・ソボトカ首相及び安倍総理大臣ご臨席の下、総理官邸で行われました。

2017年11月には、チェコ・プラハにおいて、本協定に基づいた貿易保険の活用方法につき、現地日系企業を中心に一層理解を深めていただくため、在チェコ日本大使館の嶋崎大使ご臨席の下、EGAPとの共同セミナーを開催しました。



(署名交換式の様子)



再保険協定締結をきっかけに、EGAP/NEXI間でリスクシェアを図ることにより、今後日本・チェコ両国から第三国への大型輸出案件の増進が期待されます。



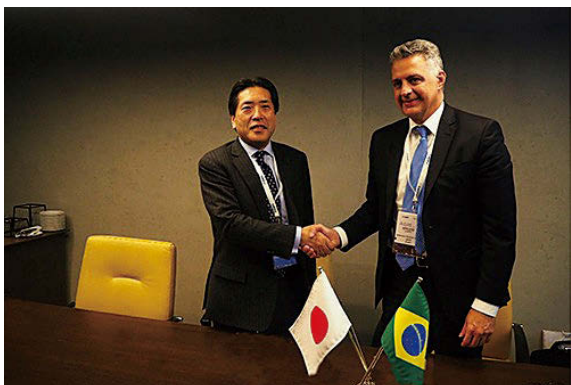
(EGAPとの共同セミナーの様子)

## トルコ輸出入銀行との協力のための覚書締結

2017年8月、トルコ共和国(以下、トルコ)の輸出信用機関であるトルコ輸出入銀行(Turk Eximbank)と協力のための覚書を締結しました。本覚書に基づき、NEXIIは、日本・トルコ及び第三国におけるプロジェクト等に係る情報交換や再保険協定に係る協議を通じ、両国企業が両国又は第三国において受注する案件等の貿易保険を活用した効果的な支援を目指します。

## ブラジル輸出信用機関との協力のための覚書締結

2017年10月、ブラジル連邦共和国の輸出信用機関であるABGF(ABGF:The Brazilian Guarantees and Fund Managements Agency)との間で、協力覚書を締結しました。本覚書は両機関が両国又は第三国において受注する案件等を貿易保険で効果的に支援することを目指し、情報交換を中心に協力の枠組みを構築するものです。



(覚書締結の様子)

## ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン(国際輸出信用投資保険連合:The International Union of Credit and Investment Insurers)は、世界各国のECAや国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。1934年に第1回会合がスイス連邦のベルンにて開催されたことが始まりとなり、2018年4月時点で83機関が加盟しています。

2017年度は5月の春期会合はデンマーク王国のコペンハーゲン、10月の秋期総会はセルビア共和国のベオグラードで開催されました。NEXIIは両会合に出席し、参加機関と輸出信用等について情報交換を行いました。

## 二国間協議の開催

大韓民国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、オーストリア共和国等のECAや政府関係者と定期的に二国間協議を開催しています。国際金融情勢や両国の持つ課題及び取組等、幅広い分野について率直な意見交換を実施しています。年に一度開催されるこのような協議を通じて他国機関と一層の連携強化を図るとともに、各国の貿易保険の動向を確認しています。

## アジアECA等向け貿易保険研修

アジアを中心とした各国のECA又は管轄省庁の中堅クラスの職員を招へいし、各参加国における貿易保険の更なる発展と、当該制度が整備途上にある国・地域における職員の能力向上を目的とする研修事業を2018年1月～2月に実施しました。

## フロンティング拠点の拡充

NEXIIは、海外に展開する日系企業を支援するフロンティング・スキームの拠点として新たにベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)を追加しました。本スキームは、ベトナムの元受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社のベトナム現地法人)が引き受けた貿易保険についてNEXIIが再保険を引き受けるものです。

NEXIIは、既にシンガポール共和国、香港、タイ王国、英国においてフロンティングを通じた貿易保険の引受を行っていましたが、今回の業務提携によりベトナム国内の日系企業の貿易保険ニーズにも応えることが可能となりました。(販売開始は2018年4月)

## 中堅・中小企業の海外事業展開の支援

### 貿易保険の周知活動

NEXIは、中堅・中小企業の海外展開支援の一つとして、日本政府が掲げる「新輸出大国コンソーシアム」に支援機関として参画しています。

「新輸出大国コンソーシアム」の事務局である日本貿易振興機構 (JETRO) との連携も強化しており、JETROが開催する各種セミナーに講師として参加するなど貿易保険の普及促進を図っています。

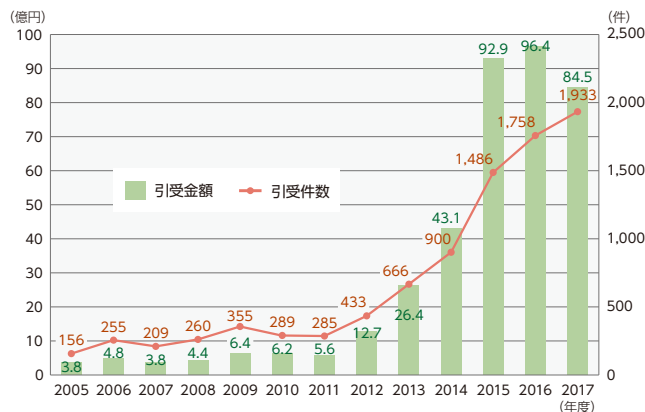
2017年12月にはJETRO主催の「第2回ワールドビジネスフェスタ 於：国際フォーラム」に参加し、海外展開を検討している企業向けに貿易保険に関する講演や、支援機関ブースにて個別相談を行いました。



(第2回ワールドビジネスフェスタの様子)

### 中堅・中小企業に対する支援体制の強化

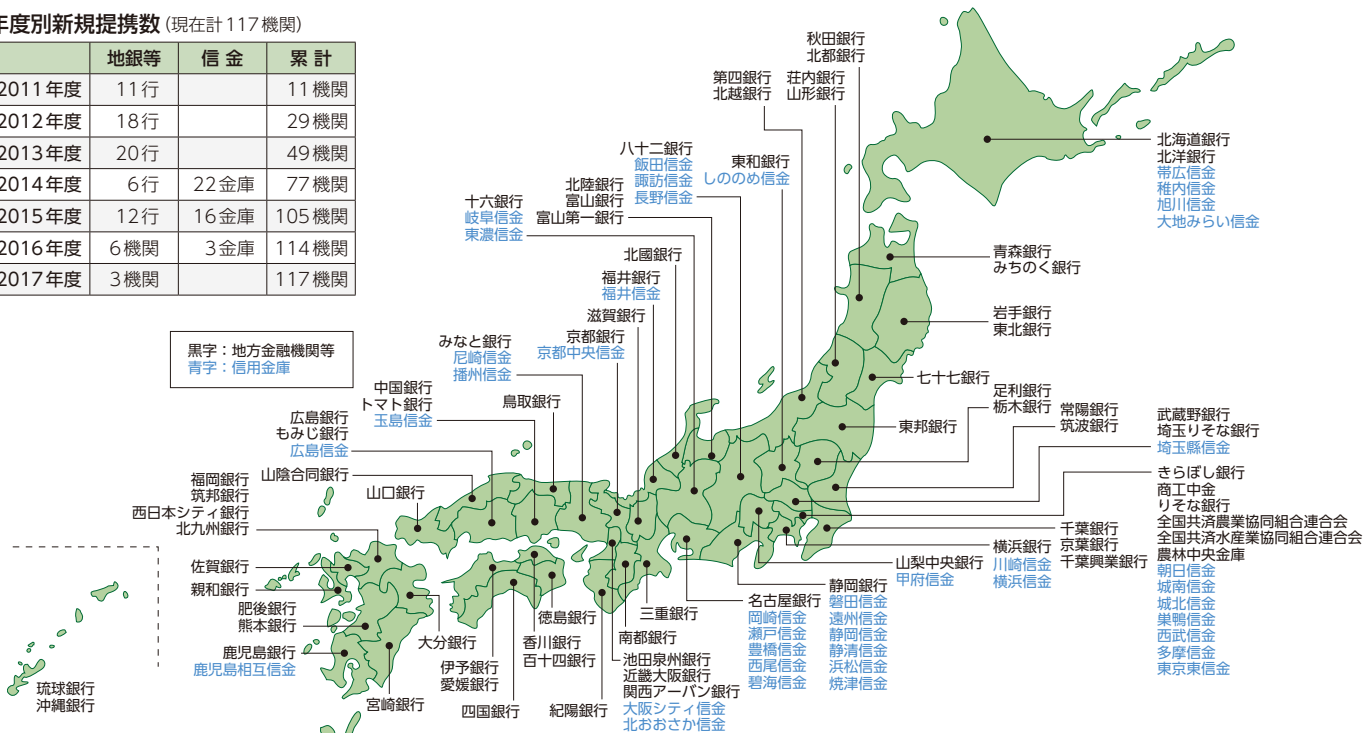
貿易保険の普及と利用促進のため2011年度に11行の地方銀行とスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は、2017年度新たに3つの金融機関が参加し、提携先の金融機関の数は、計117機関となりました。2017年9月には、株式会社北海道銀行の紹介により北海道総合商事株式会社のロシア向けの温室資材の輸出に貿易保険をご利用いただくなど、提携する金融機関からの紹介により貿易保険を利用される企業も増えています。こうしたことを背景に、中堅・中小企業向けの保険商品「中小企業・農林水産業輸出入代金保険」の利用者数は増加傾向にあります。



(中小企業・農林水産業輸出入代金保険利用実績推移)

### 年度別新規提携数 (現在計117機関)

年度	地銀等	信金	累計
2011年度	11行		11機関
2012年度	18行		29機関
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関



(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク) 2018年5月1日現在

## 食品や農林水産品輸出に対する支援

NEXIでは、食品や農林水産品の輸出に対する支援にも取り組んでいます。

2016年7月には、中堅・中小企業向けの貿易保険商品を農林水産業従事者にもご利用いただけるように改定し、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の販売を開始したほか、農林水産業関係の機関との提携を進め、2017年3月に全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫、2018年2月には全国共済水産業協同組合連合会の3機関と業務委託契約を締結しました。

これらの機関との提携を通じて、2017年9月にJA全農インターナショナル株式会社の生花の輸出、2018年3月に全国漁業協同組合連合会のハマチ等の輸出に、中小企業・農林水産業輸出代金保険をご利用いただいています。

また、日本各地の商工会議所や地方農政局、国税局が開催するセミナーに講師として参加し、更なる普及に努めています。

NEXIは中堅・中小企業、農林水産業従事者の皆さまの海外展開支援をより実効性のあるものとし、迅速かつ丁寧な対応を行うために、引き続き商品・サービスの向上や支援体制・周知活動の強化に取り組んでまいります。



(写真提供：全国漁業協同組合連合会)



(提供：JA全農インターナショナル株式会社)



(提供：北海道総合商事株式会社)

## 持続可能な社会の実現に向けた取組

### 環境社会配慮ガイドライン

NEXIでは、環境問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、保険契約の対象となるプロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っています。

2017年度は、51件のスクリーニング対象案件に対して、現地調査等を含む審査を実施しました。確認に当たっては輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリーニングを行い（環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C）、その結果に応じた確認を実施しています。例えば「カテゴリA」の場合、原則現地調査を実施しています。

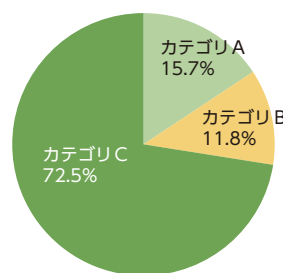
また、NEXIの環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しています。

2017年12月には、環境ガイドラインを補完するものとして、「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」を策定しました。2018年度から本指針の対象となる原子力プロジェクトに関し、情報公開配慮が適切になされているか確認を行ってまいります。

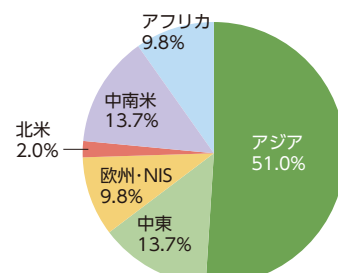


(現地調査の様子)

2017年度カテゴリ別スクリーニング状況



2017年度地域別スクリーニング状況



※中東はトルコを含む。中南米はメキシコを含む。欧州・NISは、ロシア、中央アジアを含む。

## 2017年度の主な制度改正について

### 「質の高いインフラパートナーシップ」実現に向けた取組

#### ● 貿易一般保険等における船積後非常危険100%オプションの創設

貿易一般保険の船積後非常危険付保率及び貿易代金貸付保険（2年未満）の非常危険付保率を100%とするオプションを創設しました。【2017年4月実施】

#### ● 米ドル建て保険の創設

貿易代金貸付保険（2年以上）及び海外事業資金貸付保険（劣後ローン特約付案件を除く）について、米ドル建て貿易保険（特約）を創設。米ドル建てでの保険契約締結及び保険金支払を可能としました。【2017年10月実施】

### 輸出系保険種（貿易一般保険等）の改正

#### ● 民間バイヤーの船積前契約キャンセルてん補制度の創設

これまで船積前の契約キャンセルリスクについては輸出契約等の相手方が政府系バイヤーの場合に限りてん補していたところ、貿易一般保険設備財包括保険及び技術提供契約等包括保険の案件オプションとして、民間バイヤーの場合にも同損失をてん補する制度を創設しました。【2017年4月実施】

#### ● 申請期限後の誤記訂正の例外対応

保険申込書類や内容変更等通知に誤記があった場合について、従来は内容変更等通知期限後の誤記訂正は行えなかったものを、同期限後であっても例外的に訂正申請を受けることを可能としました。【2017年6月実施】

#### ● 個別保険における保険申込期間の緩和等

貿易一般保険（個別）及び中小企業・農林水産業輸出代金保険において保険申込期間を緩和しました。また中小企業・農林水産業輸出代金保険において保険責任開始時の5日間の免責期間を廃止しました。【2017年6月実施】

#### ● 限度額設定型貿易保険における事前相談依頼書の廃止

事前相談依頼書を廃止し、電子メールによる事前相談を可能としました。【2017年6月実施】

#### ● 包括保険の利用要件の緩和

貿易一般保険包括保険（企業総合）及び簡易通知型包括保険において“年間3億円以上の取引実績及び見込みがありかつ対象国及び契約相手方について一定のリスク分散がなされていること”との従来の利用要件を緩和し、“契約相手方についてのリスク分散”について個別に取引の状況等を勘案の上で同保険の利用可否を決定することとしました。【2017年10月実施】

#### ● 限度額設定型貿易保険における支払限度額の期中増額に係る保険料月割り徴収

期中に保険金の支払限度額を増額した場合の増額分に係る保険料について、未経過期間に応じた月割り保険料徴収制度を導入しました。【2017年12月実施】

### 海外投資保険の改正

#### ● 担保権設定に関する保険料割増適用の明確化

保険の目的等に担保権が設定されている場合の保険料割増基準を明確化しました（海外事業資金貸付保険における劣後ローン特約付帯案件についても同様）。【2017年4月実施】

#### ● 更新案件の申込期限変更

既存の保険契約の保険期間満了に伴う更新の申込期限を、満了日の1カ月前までから原則として2カ月前までとし、ご利用者の個別の事情次第では1カ月前までの提出も可能としました。【2017年12月実施】

## 貿易代金貸付保険・海外事業資金貸付保険の改正

### ●貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）における明確化

貿易代金貸付保険包括保険の付保対象融資となる裾切り金額の算定方法に関し、対象融資の用途にNEXI保険料を含む場合について明確化しました。【2017年4月実施】

### ●重大な内容変更等の事由の見直し

貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険における重大な内容変更等の事由を見直すとともに、重大な内容変更等の事由に該当した場合であってもNEXIが個別に軽微と判断したときは通知を不要としました。【2017年10月実施】

### ●航空機セクター了解 (ASU) 料率に係る対応

OECDガイドライン航空機セクター了解 (ASU) を適用する案件に係る保険料率について、関連規程を整備しました。【2018年1月実施】

## 保険事故関連の取扱い明確化・手続改善等

### ●「決済期限前の保険金請求」の対象保険種拡大

限度額設定型貿易保険及び中小企業・農林水産業輸出代金保険においても、貿易一般保険と同様に、将来的に損失の発生が確実な場合（バイヤーの破産等）については決済期限を待たずともNEXIによる損失発生の確認を受けることにより早期の保険金請求を可能としました。【2017年10月実施】

### ●損失防止軽減義務の明確化

輸出契約等の相手方とリスケジュールの合意（決済期限の延長合意）をすることは損失防止軽減義務には含まれないことを明確化しました。【2017年6月実施】

### ●輸出手形保険の回収に関わる手続の簡素化・明確化

NEXIへの権利行使等委任を行わずに被保険者である銀行自らが回収を行う場合に義務づけられていた「合理的な理由」認定申請の手続を廃止しました。また、被保険者である銀行の回収義務履行のために、手形振出人である輸出者等が、実際の回収行為を行った場合に負担した費用が、回収費用の対象に含まれる旨を明確化しました。【2017年10月実施】

## 国際ルール遵守への対応

### ●WTO農業セクター対応

WTO「農業に関する協定」に係る閣僚決定（2015年）により、決済期間又は償還期間が18カ月を超える農産品輸出取引及び同取引のための貸付取引に対し公的輸出信用の供与が2017年12月から禁止されることとなったことを踏まえ、該当する取引の引受を行わない旨規定化しました。【2017年12月実施】

# 主な引受プロジェクト

## 電力関連

### チリ共和国／Huatacondo太陽光発電プロジェクト

双日株式会社、四国電力株式会社、米国Sojitz Corporation of America、フランス共和国Eiffage S.A.は、共同で出資するAustrianSolar Chile Cuatro SpA (ASC4)を通じて、チリ共和国(以下、チリ)北部アタカマ砂漠に位置するHuatacondo地区で発電容量98.0MWの太陽光発電所を建設し、完工後はチリの電力卸売市場に売電するプロジェクトを行うことになりました。

NEXIは、ASC4が調達する協調融資のうち、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社伊予銀行の計3行の本邦金融機関による融資の一部(47.20百万米ドル)に対して保険の引受を行いました。本プロジェクトはNEXIとして初となるマーチャント・パワープラント(発電事業者が電力卸売市場における売買を目的に運営する発電所)へのプロジェクトファイナンスに対する保険の引受であり、初の米ドル建て融資保険の引受です。

チリ政府は、2050年までに総発電量に対する再生可能エネルギー比率を70%とする目標を掲げ、積極的な再生

可能エネルギー導入促進政策を進めています。NEXIが本プロジェクトを支援することにより、同国の方針に沿って、温室効果ガス排出低減に貢献するとともに、本邦企業の事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含む国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

#### ●保険契約締結：2017年11月



(写真提供：双日株式会社)

### エジプト・アラブ共和国／Gulf of Suez陸上風力IPPプロジェクト

Ras Ghareb Wind Energy SAE(出資比率：豊田通商株式会社(豊田通商)、株式会社ユーラスエナジーホールディングス(ユーラスエナジー)40%、Engie S.A. 40%、Oрасcom Construction SAE 20%)は、エジプト・アラブ共和国(以下、エジプト)スエズ湾沿岸の紅海県Ras Ghareb地区において陸上風力発電所(262.5MW)を建設し、エジプト送電公社(Egyptian Electricity Transmission Company)に対し、20年間にわたり売電するプロジェクトを行うことになりました。

本プロジェクトの事業資金は、株式会社国際協力銀行(JBIC)、株式会社三井住友銀行(幹事行)及びソシエテジェネラル銀行東京支店が融資を行い、NEXIは、このうち本邦民間金融機関2行の融資(128百万米ドル)について保険の引受を行いました。また合わせてRas Ghareb Wind Energy SAEへの豊田通商及びユーラスエナジーからの出資及び劣後融資に対する親会社保証についても保険の引受を行いました。本件は、アラブの春以降、NEXIとして初となるエジプト向け中長期案件の引受であり、エジプトにおけるIPP向けプロジェクトファイナンス案件に対する融資保険の第一号案件です。

エジプトは、近年の人口増加と経済発展を背景に電力需要が増加傾向にあり、電力関連設備の増強が不可欠な状況です。

NEXIが本プロジェクトをファイナンス面から支援することにより、今後の本邦企業のアフリカ地域における事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含む国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

#### ●保険契約締結：2017年12月(投資保険等) ：2018年3月(融資保険)



(写真提供：豊田通商株式会社)

## インドネシア共和国／Rantau Dedap地熱IPPプロジェクト

PT. Supreme Energy Rantau Dedap(出資比率：丸紅株式会社(丸紅)32.05%、東北電力株式会社(東北電力)10%、Engie S.A. 42.05%、PT. Supreme Energy 15.9%)は、インドネシア共和国(以下、インドネシア)南スマトラ州において地熱発電所(98.4MW)を建設し、PT. PLN(Persero)(インドネシア国営電力会社)に対し、30年間にわたり売電するプロジェクトを行うことになりました。

本プロジェクトの事業資金は、株式会社国際協力銀行(JBIC)、アジア開発銀行(ADB)、株式会社みずほ銀行(幹事行)、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行が融資を行い、NEXIIは、このうち本邦民間金融機関3行の融資(126百万米ドル)について保険の引受を行いました。なお、本件は、NEXIIとして地下の地熱資源量に係るリスクを取る地熱発電事業向けプロジェクトファイナンス案件としてはインドネシアMuara Laboh地熱IPPプロジェクトに続き2件目となります。また、東北電力にとり、東日本大震災後初の海外投資案件です。

インドネシアは、経済成長に伴い急増する電力需要に対応するため35GWの新規電源を開発する計画を推進しています。

NEXIIが本事業資金をファイナンス面から支援することにより、本邦企業の同国における地熱開発事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含む国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

### ●保険契約締結：2018年4月



(写真提供：丸紅株式会社)

## バングラデシュ人民共和国／Matarbari超々臨界圧石炭火力発電所・港湾建設プロジェクト

バングラデシュ人民共和国(以下、バングラデシュ)南東部のマタバリ島において、本邦企業によるコンソーシアムが、Coal Power Generation Co. Bangladesh Ltd.から受注した1,200MWの超々臨界圧石炭火力発電所及び港湾設備を建設することになりました。コンソーシアム構成企業のうち、住友商事株式会社(住友商事)が発電所の土木工事と補機供給及び海洋土木工事と港湾建設を担い、株式会社IHI(IHI)がボイラの供給と据付を担当します。発電所及び港湾の建設工事は2017年8月に着工し、2024年7月の完工を予定しています。

NEXIIは、住友商事及びIHIの受注部分に対して貿易一般保険の引受を行いました。

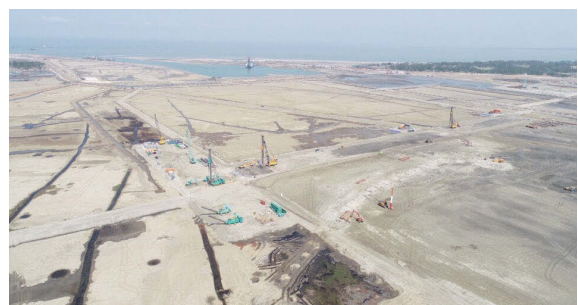
本プロジェクトは日本の資金及び技術を活用してバングラデシュのひっ迫する電力需要に応えるとともに、同国の産業振興及び経済発展に資するものです。輸入石炭を燃料とする高効率の超々臨界圧石炭火力発電を採用し、発電容量は1,200MW(600MW×2基)で、完成後はバングラデシュにおける総発電容量の約1割を担う見込みです。日本が誇る高効率の石炭火力発電設備であり、蒸気を超高温・超高压化することで発電効率を高め、燃料の使用量とCO<sub>2</sub>排出量の抑制が可能となり、環境負荷の低減に貢献します。また、プロジェクトサイトは沿岸部が遠浅のため、大型船で運搬した

貨物を小型船に移し替えて既存の港へ輸送しており、今回発電所の隣接地に建設するバングラデシュ初の深海港は、マタバリ周辺地区の産業発展の中核を担う事業として期待されています。

本プロジェクトの資金は独立行政法人国際協力機構(JICA)による円借款によって賄われ、総事業費は円借款として過去最大規模の約5,000億円です。また、NEXIIにとっても同一プロジェクトに対する保険引受規模が過去最大となります。

NEXIIが本邦機器の輸出を支援することにより、今後の本邦企業の同国における事業機会の拡大、ひいては国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

### ●保険契約締結：2017年12月



(写真提供：住友商事株式会社(建設予定地))

## 主な引受プロジェクト

### 石油・ガス関連

## クウェート国／クウェート石油精製公社Mina Al Ahmadi製油所近代化プロジェクト

クウェート石油公社Kuwait Petroleum Corporationの子会社で、石油精製を行うクウェート石油精製公社 (Kuwait National Petroleum Company (KNPC)) が推進するClean Fuels Projectの一環として、クウェート国南部アハマディ県に所在するMina Al Ahmadi製油所を近代化するプロジェクトについて、日揮株式会社が参画する共同事業体がEPC契約を受注し、同製油所の改修を行うことになりました。

KNPCがコーポレートファイナンスにより調達する資金のうち、本邦からの輸出品等の代金に充てられる資金について、株式会社三井住友銀行（幹事行）、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、香港上海銀行東京支店及び株式会社国際協力銀行（JBIC）が10億米ドルを協調融資し、NEXIはこのうち市中銀行による融資（5億米ドル）に対して、保険の引受を行いました。

NEXIは、2015年5月に安倍総理が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の実現に向けた機能強化の一環として、2016年4月、サブソブリンリスクの引受方針の明確化（サブソブリン対応保険）について公表しています\*。本件は、

同方針公表以降、政府保証のないサブソブリン向け融資に対する保険を引き受ける3件目の案件です。

本件において、NEXIが本邦企業による輸出をファイナンス面から支援することにより、本邦企業の国際競争力の維持・向上につながることが期待されます。

\* 『貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険による「サブソブリンリスク」の引受方針のお知らせ』（2016年4月1日ニュースリリース）  
<https://nexi.go.jp/topics/cover/2016033004.html>

#### ● 保険契約締結：2017年9月



(写真提供：日揮株式会社)

## イラク共和国／West Qurna 1 油田権益取得案件

West Qurna1 油田は、イラク共和国（以下、イラク）南部に位置し、推定可採埋蔵量200億バレル超のイラク最大規模の油田です。米系石油会社ExxonMobil社をリードコントラクターとして、Petrochina（中国国営石油会社）、Royal Dutch Shell（英・蘭系石油会社）、Pertamina（インドネシア国営石油会社）及びOil Exploration Company（イラク政府系）の5社が、イラク南部で石油・ガスの探鉱・開発を担うイラク石油省傘下の国営企業（Basrah Oil Company）に対し、同油田開発に係る技術サービスを提供してきました。

伊藤忠商事株式会社（伊藤忠商事）は、在英国子会社のCIECO West Qurna Limited（CIECO WQ）を通じてShell Iraq B.V.（Royal Dutch Shellの関連会社。（SIBV））の株式を取得することで、SIBVが保有するWest Qurna1 油田の19.6%の権益を取得いたしました。

NEXIは、同事業において、伊藤忠商事からCIECO WQへの出資（330百万米ドル）について海外投資保険の引受を行い、イラクの非常危険について100%カバーしています。

West Qurna1 油田開発事業は、豊富な地下資源を有するイラクにおいて、世界でも有数の埋蔵量を見込む油田に関し、長期間にわたって生産量に応じた一定の報酬を原油で受け取る大型の資源開発事業です。NEXIによる本件支援を受けた本取組は、イラクにおける本邦企業の事業展開及び我が国への資源の安定供給確保に資することが期待されます。

#### ● 保険契約締結：2018年3月



(写真提供：伊藤忠商事株式会社)



## カザフスタン共和国／建設機械輸出プロジェクト(長期延払案件)

カザフスタン共和国はエネルギー・鉱物資源に恵まれた資源国であり、資源採掘用の大型建設機械の輸出先として期待されています。日立キャピタル株式会社は同国の中央部カラガンダ州所在の石炭採掘企業Shubarkol Premium JSCとの間で日立建機株式会社製の建設機械を5年間の長期延払条件で輸出する契約を締結しました。

NEXIIは、本輸出契約に対し、貿易一般保険の引受を行いました。

延払決済は輸出者から購入者に対するファイナンスの効果があります。特に、大がかりなファイナンスに比べ少額の輸出案件の場合など、購入代金を銀行借入で調達することが事務負担その他の理由で難しい海外の輸入者にとって、重要な資金調達方法となっています。

NEXIIは、我が国の輸出者が長期延払の決済条件を活用し、輸出をより積極的に行えるよう支援するために、2017年4月1日、2年以上の延払案件について貿易一般保険の引受を再開することを公表しました。本件は、引受再開公表後の第一号案件です。

### ●保険契約締結：2017年7月



(写真提供：日立建機株式会社)

## ウズベキスタン共和国／Navoiyazot肥料プラント新設プロジェクト

ウズベキスタン共和国(以下、ウズベキスタン)の化学産業公社傘下にあたるNavoiyazot Joint-Stock CompanyがNavoiy中央部都市において大型アンモニア・尿素肥料プラントを建設するプロジェクトについて、三菱商事株式会社及び三菱重工業株式会社がプラントを納入することになりました。

その購入資金について、株式会社国際協力銀行(JBIC)、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店がJoint Stock Commercial Bank ASAKA(ASAKA銀行)に対し融資を行うこととなり、NEXIIは本邦金融機関の融資部分(277億円)に対し融資保険の引受を行いました。

これに加え、本邦金融機関はASAKA銀行に対しNEXII保険料支払を資金使途とする追加融資を行うこととなり、NEXIIは当該保険料ファイナンスを対象とする保険引受を行い

ました。NEXIIは、2015年に安倍総理大臣が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」を受けた機能強化の一環として、貿易代金貸付保険の対象となる融資の対象に保険料を含められるよう改善を行っていましたが、本件はその第一号案件です。

ウズベキスタンは肥料プラントを通してアンモニアと尿素を生産することで、国内肥料需要増加を図るだけでなく、付加価値の高い製品の輸出によって外貨の獲得を行います。

NEXIIが本邦企業の輸出を支援することにより、今後の本邦企業のウズベキスタンにおける事業機会の拡大に繋がることが期待されます。

### ●保険契約締結：2018年1月

## 主な引受プロジェクト

### インフラ関連

## トルコ共和国／病院PPPプロジェクト

双日株式会社（双日）とトルコ共和国（以下、トルコ）の大手建設会社であるルネサンスグループは、共同出資事業会社を通じ、イスタンブール市北西部のイキテリ地区に、延床面積102万㎡、病床数2,682の大規模病院を設計・建設し、25年間にわたる保守・運営を行うプロジェクトを行うことになりました。

NEXIIは、本プロジェクトに係る協調融資（総額約1,630億円）のうち、株式会社三井住友銀行、日本生命保険相互会社、株式会社三菱UFJ銀行、スタンダード・チャータード銀行東京支店、第一生命保険株式会社及び株式会社伊予銀行が融資する約650億円に対して保険の引受を行いました。また、双日が本プロジェクトに出資する約334億円に対し、世銀グループの多数国間投資保証機関（MIGA）と共に保険引受も行い、MIGAから一部再保険の引受も行っています。本件は、NEXIIにとり初の病院PPP案件に対する保険引受です。

トルコでは、人口増加や2008年の国民皆保険制度による医療へのアクセス改善によって患者数が増加の一途を辿っており、施設の整備が追いついていない状況です。この

ような状況下、トルコ政府は官民連携事業（Public Private Partnership = PPP）による病院建設事業を進めており、総数40,000床の整備・運営事業を計画しています。本件はその中心となるプロジェクトで、トルコにおける医療環境の改善に貢献することが期待されています。NEXIIが本案件を支援することにより、本邦企業の海外医療ビジネス展開や医療機器等の国際展開の拡大が期待されます。

#### ●保険契約締結：2017年8月



（画像提供：双日株式会社（病院完成予想図））

## アルゼンチン共和国／鉄道インフラ管理公団向け自動列車停止装置更新プロジェクト

丸紅株式会社は、アルゼンチン共和国（以下、アルゼンチン）運輸省傘下の鉄道インフラ管理公団（Administración de Infraestructuras Ferroviarias Sociedad del Estado）に対し、ブエノスアイレス近郊の鉄道路線全線（8路線）に日本信号株式会社製の自動列車停止装置（ATS）を納入することになりました。

ATSの購入資金として、株式会社国際協力銀行（JBIC）及びドイツ銀行東京支店がアルゼンチン財務省に対して融資を行い、NEXIIはこのうちドイツ銀行東京支店の融資に対し、保険の引受を行いました。本プロジェクトは、NEXIIにとって、アルゼンチン公的セクター向け中長期案件の引受再開決定（2016年3月）後、初の同国政府向け中長期案件です。

アルゼンチン政府は、経済改革推進計画の一環として大規模なインフラ整備計画を策定しており、本プロジェクトは同計画の下で実施されるものです。また、2012年、ブエノスアイレスのSarmiento線Once駅において大規模列車事故が発生した経緯もあり、列車事故対策としてATSの設置が急がれていました。

高い技術力を有する本邦企業の輸出をNEXIIが支援することにより、本邦企業のアルゼンチンにおける事業機会の拡大、ひいては国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

#### ●保険契約締結：2017年9月



（写真提供：丸紅株式会社）



（ブエノスアイレス近郊の鉄道路線）

## モザンビーク共和国・マラウイ共和国／鉄道・港湾建設プロジェクト

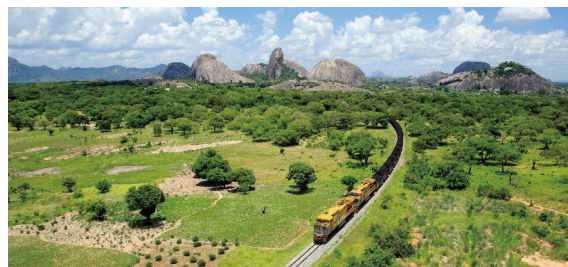
三井物産株式会社（三井物産）と世界有数の総合資源会社 Vale S.A.は、共同出資事業会社4社（以下、プロジェクト会社）を通じ、モザンビーク共和国北部のMoatize炭鉱から Nacala港まで、途中マラウイ共和国を経由する約912kmの鉄道を新設・整備するとともに、Nacala港に石炭ターミナルを整備し、運営するプロジェクトを行うことになりました。

NEXIは、プロジェクト会社がプロジェクトファイナンスで調達する資金のうち、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、スタンダード・チャータード銀行東京支店、日本生命保険相互会社、株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社の計6行の金融機関による融資1,000百万米ドルに対し保険の引受を行いました。本件は、NEXIとして初のアフリカにおける鉄道・港湾建設プロジェクトに対する保険引受です。

三井物産が本プロジェクトと同時に出資したMoatize炭鉱は、大規模な石炭埋蔵量と高い競争力を有し、産出される石炭は日本にも輸出される予定ですが、既存の鉄道・港湾では輸送能力が不十分で新たな輸送インフラの整備が課題と

なっていました。本プロジェクトによりMoatize炭鉱からの輸送インフラを整備することは、我が国の石炭供給源の多様化や安定供給に貢献します。また本プロジェクトは本邦企業が初めてアフリカで鉄道・港湾建設と運営を行うプロジェクトで、アフリカでは経済発展に伴う膨大なインフラ整備需要が見込まれており、本プロジェクトを契機として、日本企業のアフリカにおけるインフラビジネスへの参入拡大が期待されます。

### ●保険契約締結：2018年2月



(写真提供：Vale S.A.)

### 航空機関連

## ポーランド共和国／LOT Polish Airlines及びノルウェー王国／Norwegian Air Shuttle ASA 向けボーイング787型機の輸出プロジェクト

NEXIは、英国輸出信用保証局（UK Export Finance (UKEF)）と締結した再保険協定に基づき、ボーイング社（The Boeing Company）がLOT Polish Airlines及びNorwegian Air Shuttle ASA向けにボーイング787型機を輸出するプロジェクトについて、再保険の引受を行いました。LOT Polish Airlinesは、ワルシャワを拠点に世界約90都市を繋ぐポーランド共和国の国営ナショナルフラッグキャリアです。Norwegian Air Shuttle ASAは、北欧の格安航空会社で、世界約150都市にネットワークを展開しており、近年は長距離国際線の増強などに注力しています。

ボーイング787型機は、本邦企業がプログラムパートナーとして共同開発に参画し、主翼、胴体、タイヤ、客室など、本邦企業がその製造に幅広く関与しています。NEXIは、2004年

に米国輸出入銀行と再保険協定を締結して以来、これまで同行からの再保険引受を通じてボーイング機の輸出支援に取り組んでまいりました。2017年8月にUKEFと再保険協定を締結し、新たな取組としてUKEFと協調したボーイング機の輸出支援を開始しました。UKEFからの再保険引受は、LOT Polish Airlines向けが第一号、Norwegian Air Shuttle ASA向けが第二号案件です。

今後もボーイング航空機の輸出に伴う再保険の引受により、本邦企業の航空機部品の輸出支援を行ってまいります。

### ●再保険契約締結：

LOT Polish Airlines：2017年9月

Norwegian Air Shuttle ASA：2017年10月



(写真提供：LOT Polish Airlines)



(写真提供：Norwegian Air Shuttle ASA)

# 主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

## 農林水産関連

### 緑茶輸出

兵庫県尼崎市の株式会社甘露園(甘露園)は、輸出貨物代金後払い取引のリスク軽減のため、大韓民国(以下、韓国)向け緑茶の輸出案件に対し、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

甘露園は昭和23年に創業した企業で、京都府相楽郡和束町の茶を生産農家より買い付け、自家工場で仕上げ販売するという当時としては画期的な販売方法により今日の地歩を築きました。現在では、店頭販売のみならず茶需要の多い北関東へ販路を拡大するとともに、百貨店・官公庁への納品にもきめ細かく対応しています。

海外取引では、韓国向けに2008年からブレンド抹茶を輸出しており、海外での緑茶ブームにより、当初は500キログラムの取引から現在は約20倍にまで取引量が増加しております。

同社は、大阪市の外郭団体である「公益財団法人大阪市都市型産業振興センター」が運営する大阪産業創造館の貿易

アドバイザーから貿易保険の話を聞き、貿易保険の利用に至りました。

- 保険契約締結：2017年5月



(写真提供：株式会社甘露園)

### 生花輸出

フラワーオークション等の運営事業を行う株式会社オークネット・アグリビジネス(オークネット・アグリビジネス)は、ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)向け生花の輸出取引に際し、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。日本農業新聞に掲載されたNEXIの記事・広告を見てNEXIに相談したのがきっかけとなりました。

東京都港区にあるオークネット・アグリビジネスは、香港、ベトナムなどアジア諸国を中心に生花を輸出しており、最近ではロシア連邦向けのサクラの輸出が話題となっています。

同社では、輸出契約における支払条件は原則前払いとしていますが、海外の大手バイヤーから強く後払いの要請を受けたことから、与信リスクを減らすために貿易保険を利用することになりました。

同社は、今後も同様の後払いの取引について、NEXIの貿易保険を利用し更なる海外展開を図る予定です。

- 保険利用見込対象輸出金額：約800万円
- 保険契約締結：2017年4月



(写真提供：株式会社オークネット・アグリビジネス)

### 野菜・果物輸出

沖縄県内外へ食品の卸売りをを行う有限会社サニー沖縄(サニー沖縄)は、香港向けの野菜・果物の輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しています。貿易保険利用のきっかけは、株式会社琉球銀行\*の紹介によるものです。

サニー沖縄は、2016年10月から輸出を開始し、日本貿易振興機構(JETRO)や商工会議所等の海外展開支援機関を活用して、輸出ノウハウの蓄積と活用、販路拡大に取り組んでおり、その取組は農林水産省の農林水産物・食品の輸出取組

事例(2016年度版)にも掲載されています。

同社は、今後も沖縄の青果物輸出の拡大に貿易保険を活用する予定です。

※琉球銀行：2014年9月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約40万円
- 保険契約締結：2017年3月、4月



(写真提供：有限会社サニー沖縄)

## ハマチ輸出

全国漁業協同組合連合会(JF全漁連)は、ドイツ連邦共和国向けの水産物(ハマチ等)の輸出について、全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)\*の紹介により、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

本件は、JF共水連の紹介による第一号案件です。

JF全漁連は、各都道府県にあるJF連合会や、浜に密着した活動をしている全国各地にあるJF(漁業協同組合)を中心に組織された、漁業協同組合の全国団体であり、1952年に創設されました。2017年4月には輸出・直販拡大事業部が創設され、連合会を挙げて輸出取組を開始しました。

JF全漁連では、今後も貿易保険を活用し、農林水産省が掲げる2019年農林水産物の輸出1兆円に向け、日本の水産物輸出の拡大に取り組む予定です。

※JF共水連：2018年2月からNEXIと業務提携

- 保険契約締結：2018年3月



(写真提供：全国漁業協同組合連合会)

## 生花輸出

JAグループの輸出業務を担うJA全農インターナショナル株式会社(全農インターナショナル)は、欧州向けの生花の輸出について、農林中央金庫\*及び全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)\*の紹介により、中小企業・農林水産業輸出代金保険の利用を開始しました。

全農インターナショナルは、1961年に協同組合の貿易会社である株式会社組合貿易として設立、2015年に社名変更され、現在、主にJAグループの国産農畜産物及び花き・加工品の輸出及び海外拠点や外食店舗の運営管理をしています。特に2017年からは、JAグループ全体の輸出事業を全農インターナショナルに集約していくことで、JAグループ全体の輸出事業の効率化と拡充が図られることとなりました。

同社は米国、英国、シンガポール共和国、香港、台湾、タイ王国、中華人民共和国に海外拠点も持っており、今後も貿易保険による取引リスク軽減を視野に入れて、日本の農畜産物

と花き・加工品を世界各地へ輸出していく予定です。

※農林中央金庫及びJA共済連：2017年3月からNEXIと業務提携

- 年間の保険利用対象輸出金額：約900万円
- 保険契約締結：2017年9月



(写真提供：JA全農インターナショナル株式会社)

## 農林水産関連

## クラフトビール輸出

ワールド・ビア・アワード2017で世界一を獲得した宮崎ひでじビール株式会社(宮崎ひでじビール)は、米国向けクラフトビールの輸出において、貨物代金後払い取引の代金回収リスク不安を軽減するために、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

本件は、株式会社宮崎銀行\*の紹介により、貿易保険の利用に至った案件です。

宮崎ひでじビールは、豊かな自然の中に地ビール工場を持ち、自家製酵母にこだわった独特の味を追求し「世界に通用するビール」を目指す会社です。冒頭のワールド・ビア・アワード2017での世界一獲得(ワールドベスト・スタウト&ポーター)のほか、地ビールコンテストで数々の受賞歴(インターナショナル・ビアカップ金賞など)があり、昨今ではオール宮崎産の「世界に通じるビール」を造る夢も、形になろうとしています。

海外の初めての取引先の信用リスク判断に懸念を持っていた同社は、NEXIが海外企業に設定する与信格付を有効に活用しています。

\*宮崎銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約150万円
- 保険契約締結：2017年6月



(写真提供：宮崎ひでじビール株式会社)

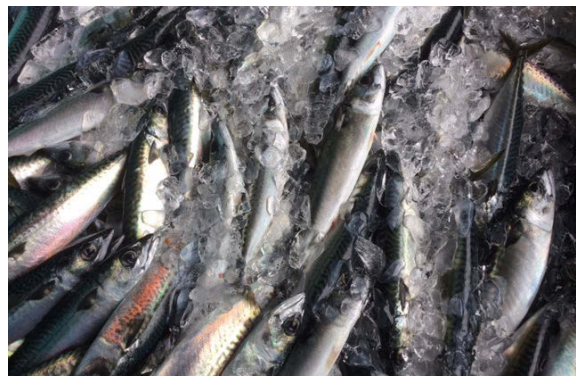
## 水産物輸出

株式会社浜松魚市(浜松魚市)は浜松市中央卸売市場にて、浜松市を中心とする静岡県西部地域の食生活の安定供給を支えている企業です。浜松魚市は株式会社静岡銀行\*との連携により、2013年に水産物の輸出について中小企業輸出代金保険を利用し(~2015年)、今般はアフリカ向けの冷凍サバの輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。海外の取引条件により、貿易保険を活用しています。

同社は、漁業関係者1社では対応できない量の海外からの需要に対し、静岡県内数十社の漁業関係者の水産物を取りまとめて輸出しています。

\*静岡銀行：2013年1月よりNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約1,300万円
- 保険契約締結：2017年6月



(写真提供：株式会社浜松魚市)

## 衛生材料輸出

衛生材料の製造・販売を行うハクゾウメディカル株式会社（ハクゾウメディカル）は、フィリピン共和国の海外取引先との新規輸出取引を進めるに当たり、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用し、代金回収不能リスクへの不安を軽減しつつ成約に結びつけることとなりました。

大阪市内に本社を置くハクゾウメディカルは、医療・介護の現場の声をカタチにモノづくりに臨んでおり、ホータイ・ガーゼ・脱脂綿といった衛生材料のほか、医薬品や院内感染対策製品といった高付加価値製品でも国内外で高い評価を得ている企業です。

同社は、取引銀行である株式会社百十四銀行\*（百十四銀行）から貿易保険を紹介され、リスク軽減の有効手段として貿易保険の利用検討を進めていたもので、百十四銀行にとって初の成約案件となりました。

ハクゾウメディカルでは、今後も貿易保険をうまく活用し海外との取引をさらに拡大していく予定です。

※百十四銀行：2016年2月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約250万円
- 保険契約締結：2017年9月



（写真提供：ハクゾウメディカル株式会社）

## 医療用注射針輸出

特殊針の専門メーカーである株式会社ユニシス（ユニシス）は、チュニジア共和国（以下、チュニジア）向け医療用注射針輸出案件で、初めて中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

ユニシスは、1978年に医療雑貨を扱う貿易商社として設立され、その後、使い捨て（ディスポーザブル）麻酔針を中心とした特殊針製造の専門メーカーとして高品質の医療機器提供を目指し、発展を続けている企業です。「Made in JAPAN」を誇りに、設立以来、アメリカ・ヨーロッパを中心とした海外へ自社製品の輸出を手掛ける中で、今般、チュニジアの代理店と契約するに当たり、株式会社北洋銀行\*と連携し進める中、中小企業・農林水産業輸出代金保険の利用に至りました。

今後も貿易保険を活用することにより、海外市場への販売拡大を積極的に行う予定です。

※北洋銀行：2014年2月からNEXIと業務提携

- 年間の保険利用対象輸出金額：約800万円
- 保険契約締結：2017年5月（初回）



（写真提供：株式会社ユニシス）

## 工業関連

## 不織布輸出

東京都中央区に所在の小津産業株式会社（小津産業）は、中華人民共和国向けの不織布輸出案件において、海外取引先が希望する後払い取引に対応するため、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

承応2年（1653年、4代目徳川家綱が将軍の時代）創業の小津産業は、和紙を祖業とし、現在「紙と不織布」の製造・販売を核にビジネスを展開している企業です。

本件は新しい取引先への新規販売であり、契約金額が大きく前受金ではない後払い取引を要求され、貿易保険の利用を検討することとなったものです。貿易保険によるリスクヘッジ手段を講じることにより、取引先の希望する後払いに対応する事が可能になりました。貿易保険が、契約交渉における一翼を担った例となっています。

海外にも支店や現地法人を有する同社は、今後も小津ブランド商品の有用性や高品質を積極的にアピールし、海外からの新規需要に応えていく予定です。

## ● 保険契約締結：2017年8月



(写真提供：小津産業株式会社)

## ペレット輸出

日本環境設計株式会社（日本環境設計）は、消費者の環境への貢献意識に応えるため、あらゆるものの「循環」を事業としています。今般は、アジア向けのペレットの輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用し、海外取引先の代金回収リスクに備えることとしました。

日本環境設計の考える「循環」は、ケミカルリサイクルの技術を用いて新たな商品を製造するだけでなく、その中でも企業として利益を得、納税し、そして技術開発や人材育成に投資することで、更なる「循環」を促進する、というものです。

今回の取引は、その循環の一部となります。まず、消費者が日本環境設計の取組に参加する百貨店・ブランドショップ等に着なくなった衣料品を持ち込みます。その衣料品をケミカルリサイクルの技術で再生ペレットにリサイクルします。アジアに輸出したペレットからポリエステル糸、そして生地へと加工し、新たな衣料品に仕立てます。このペレットをアジアの会社に輸出する際に貿易保険を利用しました。

同社は、このような「サーキュラー・エコノミー」という取組の一部に貿易保険を利用しています。

- 保険利用対象輸出金額：約6千万円
- 保険契約締結：2017年9月、10月



(写真提供：日本環境設計株式会社)



## ウォールナット家具輸出

1961年創業の株式会社アカセ木工（アカセ木工）は、大韓民国（以下、韓国）向けにウォールナット（くるみ科の植物）家具を輸出する案件に、玉島信用金庫\*（玉島信金）の紹介で中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

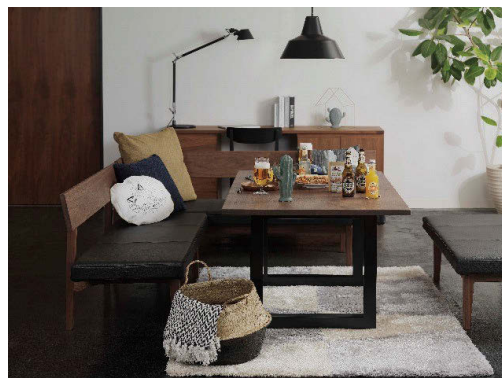
本件は、アカセ木工の取引先である玉島信金の第一号の成約案件です。

自社デザインと国内製造にこだわった家具ブランドを全国展開するアカセ木工は、韓国バイヤーと新規取引を進めるに当たり商品出荷後の決済となることから代金回収リスクを懸念していましたが、玉島信金からタイミングよく貿易保険を紹介され、これを利用することになりました。ウォールナット無垢材専門の旗艦ブランド「MASTERWAL（マスターウォール）」が好評を博す同社は、今後も後払いの輸出案件に関しては貿易保険を活用しつつ、更なる海外展開を図る予定です。

※ 玉島信用金庫：2015年10月からNEXIと業務提携

● 保険利用対象輸出金額：約450万円

● 保険契約締結：2017年8月



(写真提供：株式会社アカセ木工)

## 電解槽輸出

金属電極及び関連機器の総合メーカーであるデノラ・ペルメレック株式会社（デノラ・ペルメレック）は、中華人民共和国向けの電解槽の取引について、同じ業界の企業からの紹介をきっかけに、貿易一般保険個別保険を利用して輸出に取り組みました。

1969年にペルメレック電極株式会社として設立されたデノラ・ペルメレックは、2010年イタリアのDe Nora社の100%子会社化を機に、デノラグループの開発機能の一翼を担い、グループ全体の技術イノベーションを追及し続けています。同社の持つDSE電極®の技術は、エネルギー削減、環境負荷低減に関わる技術にも応用され、「環境技術企業（Green Company）」として社会貢献を続けています。

同社は、環境に貢献する企業として、引き続き海外展開を進めています。

● 保険利用対象輸出金額：約1億5千万円

● 保険契約締結：2017年6月



(写真提供：デノラ・ペルメレック株式会社)

## 工業関連

## 温室資材輸出

地域の総合商社である北海道総合商事株式会社(北海道総合商事)は、同社がロシア連邦(以下、ロシア)極東地域にあるサハ共和国で推進する大規模野菜工場の建設プロジェクト向けに温室資材の輸出を行うこととなり、貿易一般保険個別保険を利用し、カントリーリスクに備えています。

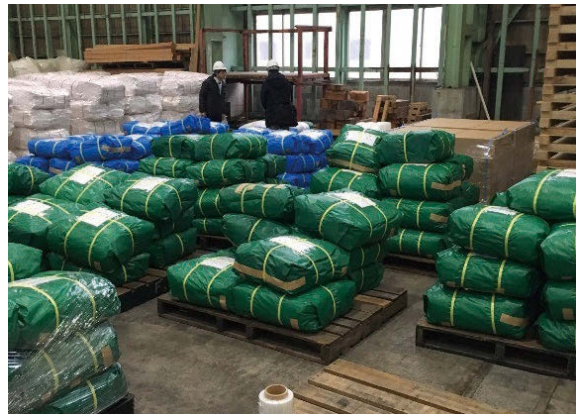
ロシアのサハ共和国の中心に位置するヤクーツクは永久凍土で、冬の野菜は輸入に頼るほかありませんでしたが、北海道の寒冷地で培った技術を基に、2016年春からハウス建設を行うプロジェクトがスタートしています。これを手掛ける北海道総合商事は、道内の有力企業の協力の下、ワンストップで地域企業の海外展開を支援する仕組み作りの中で2015年に地域の総合商社として設立されました。

同社の出資者である株式会社北海道銀行\*から紹介を受け、同プロジェクトへの輸出に貿易保険を利用することになりました。

代金決済は現地の政府系銀行アルマズエルギエン銀行がL/Cを発行し、北海道銀行が買取りを行う、初の決済スキームの下実施された案件であり、NEXIは代金回収リスクをカバーしています。

\*北海道銀行：2011年4月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額：約1億2千万円
- 保険契約締結：2017年8月



(写真提供：北海道総合商事株式会社)

## 自動車製造ライン用搬送設備輸出

北九州に本社を置く三島光産株式会社(三島光産)は、北米自動車メーカー向けの製造ライン用搬送設備の輸出案件について中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用し、代金回収リスクに備えることとしました。

本件は、海外取引先の希望する現物確認後払いのユーザンス(支払猶予)期間に懸念を覚えていたところ、取引先の株式会社西日本シティ銀行\*から貿易保険を紹介され、貿易保険を利用して取引を進めることとしたものです。

三島光産は、国内シェア約75%の連続鋳造関連設備や自動車製造ラインエンジニアリング事業、メカトロエンジニアリング事業などに強みを持ち、特許登録累計228件を誇る技術開発力によって取引先の鉄鋼材料、自動車、TVの液晶等の生産を支えています。

国内はもとより、香港、上海、ロシア連邦にグループ会社を持ち、海外ビジネスに積極的に取り組んでいる同社は、今後も輸出案件の様々な支払い条件に対応するため貿易保険をうまく活用しつつ、更なる海外展開を図る予定です。

\*西日本シティ銀行：2013年1月からNEXIと業務提携

- 保険契約締結：2017年4月



(写真提供：三島光産株式会社)

# 2017年度決算報告

---

2017年度決算について	68
財務諸表等	69

# 2017年度決算について

## 決算の概要

(単位：百万円)

	第1期(2017年度)
<b>経常収益</b>	67,331
保険引受収益	51,500
(正味収入保険料)	51,386
保険代位等収益	10,211
資産運用収益	5,609
その他経常収益	11
<b>経常費用</b>	68,931
保険引受費用	61,538
(正味支払保険金)	19,256
(保険代位債権等取得額)	△ 5,230
(未経過保険料繰入額)	13,053
(異常危険準備金繰入額)	34,876
保険代位等費用	680
資産運用費用	798
営業費及び一般管理費	5,912
その他経常費用	3
<b>経常損失</b>	△ 1,600
<b>特別利益</b>	1,600
<b>税引前当期純利益</b>	—
<b>法人税等合計</b>	10
<b>当期純損失</b>	△ 10
<b>総資産</b>	1,709,378
<b>純資産</b>	794,895

## 損益の状況等

2017年度の当社の引受実績(当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。)は、貿易・生産の世界的な拡大、底堅い内需を背景に世界経済の緩やかな回復が続き、我が国の輸出も増加する中、前年度比15.2%増の7.3兆円となりました。保険料収入(元受収入保険料と受再収入保険料の合計額。以下同じ。)は、約561億円となりました。

正味収入保険料は513.9億円となり、回収金を中心とする保険代位等収益は102.1億円、資産運用収益は56.1億円となりました。一方、大型の信用保険事故があったことにより正味支払保険金は192.6億円、保険代位等費用は6.8億円、資産運用費用は8.0億円、営業費及び一般管理費は59.1億円となりました。これらの結果等により、異常危険準備金を348.8億円繰り入れております。

## 財務諸表等

## 貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金及び預貯金	1,251,904
預貯金	1,251,904
有価証券	362,438
国債	345,938
地方債	11,500
社債	5,000
保険代位債権等	79,415
有形固定資産	843
建物	394
器具備品	446
その他の有形固定資産	4
無形固定資産	3,276
ソフトウェア	1,626
ソフトウェア仮勘定	1,649
その他資産	11,406
未収保険料	7,472
未収金	805
未収収益	2,406
預託金	485
その他の資産	237
繰延税金資産	97
資産の部合計	1,709,378

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
保険契約準備金	899,614
責任準備金	899,614
未経過保険料	165,811
異常危険準備金	733,803
その他負債	14,262
未払法人税等	107
預り金	10,200
前受収益	516
未払金	3,141
その他の負債	298
賞与引当金	108
役員賞与引当金	9
退職給付引当金	482
役員退職慰労引当金	7
負債の部 合計	914,483
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△ 10
その他利益剰余金	△ 10
繰越利益剰余金	△ 10
株主資本合計	794,895
純資産の部 合計	794,895
負債及び純資産の部合計	1,709,378

## (注)

**1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により評価しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。
- (9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二条の規定に基づき計上しております。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**2 繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生原因は、退職給与負債調整勘定であります。**

**3 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。****(1) 金融商品の状況に関する事項****a. 金融商品に対する取組方針**

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

**b. 金融商品の内容及びそのリスク**

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又

は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

**c. 金融商品に係るリスク管理体制****① カントリーリスクの管理**

当社は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルンユニオン(国際輸出信用保険機構)、OECD等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。

**② 信用リスクの管理**

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

**③ 市場リスクの管理**

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、取締役会での資金管理計画等の審議及び実施状況を把握・管理し、取締役会に報告しております。

**d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**(2) 金融商品の時価等に関する事項**

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	1,241,712	1,241,712	-
(2) 有価証券	362,438	412,294	49,856
満期保有目的の債券	362,438	412,294	49,856
(3) 保険代位債権等			
保険代位債権等	79,415	79,415	-
貸倒引当金*	-	-	-
(差引)	79,415	79,415	-
(4) 未収保険料	7,472	7,472	-
<b>資産計</b>	<b>1,691,038</b>	<b>1,740,894</b>	<b>49,856</b>
(5) 預り金	8	8	-
<b>負債計</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>-</b>

\*保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

#### (1) 現金及び預貯金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債 地方債等	330,534	381,390	50,856
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債 地方債等	31,904	30,904	△ 1,000
合計		362,438	412,294	49,856

#### (3) 保険代位債権等

保険代位債権等については、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

なお、会社設立時の被出資財産は時価によります。

#### (4) 未収保険料及び(5) 預り金

未収保険料等については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	10,192
預り金	10,192

現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座(以下、「基金」)に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

これらについては、将来キャッシュ・フローを合理的に予測することが不可能であり、そのため、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから、「(1) 現金及び預貯金」及び「(5) 預り金」には含めておりません。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超	その他 ※1
現金及び預貯金	1,241,712	—	—	—	—	—	10,192
有価証券							
満期保有 目的の債券	16,500	—	12,300	78,900	247,500	—	—
保険代位 債権等※2	14,702	34,537	16,788	6,189	—	—	7,197
未収保険料	7,472	—	—	—	—	—	—
合計	1,280,387	34,537	29,088	85,089	247,500	—	17,389

※1 現金及び預貯金のうち上記基金に積み立てた金額はその他欄に表示しております。保険代位債権等において債務国の返済が延滞している債権額はその他欄に表示しております。また、信用事故代位債権は償還期日が存在しないためその他欄に表示しております。

※2 保険代位債権等の金額は、回収可能見込額をもって表示しております。

### 4 有形固定資産の減価償却累計額は145百万円であり ます。

### 5 当期末における責任準備金の内訳は次のとおり であります。

(責任準備金)

未経過保険料(出再責任準備金控除前)	170,089百万円
同上にかかる出再責任準備金	4,278百万円
差引(イ)	165,811百万円
その他の責任準備金(ロ)	733,803百万円
計(イ+ロ)	899,614百万円

### 6 1株当たり純資産額は52,993円03銭であり ます。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,895百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

### 7 非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代 位債権見込額、信用事故代位債権見込額及び譲受債権の 額並びにその合計額は次のとおりであります。

非常事故代位債権	72,873百万円
信用事故代位債権	6,542百万円
非常事故代位債権見込額	—百万円
信用事故代位債権見込額	—百万円
譲受債権	—百万円
計	79,415百万円

### 8 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示して あります。

## 損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	67,331
保険引受収益	51,500
正味収入保険料	51,386
その他保険引受収益	114
保険代位等収益	10,211
資産運用収益	5,609
利息及び配当金収入	5,609
その他経常収益	11
<b>経常費用</b>	68,931
保険引受費用	61,538
正味支払保険金	19,256
保険代位債権等取得額	△ 5,230
諸手数料	△ 591
責任準備金繰入額	47,929
未経過保険料繰入額	13,053
異常危険準備金繰入額	34,876
為替差損	175
その他保険引受費用	0
保険代位等費用	680
資産運用費用	798
為替差損	798
営業費及び一般管理費	5,912
その他経常費用	3
その他の経常費用	3
<b>経常損失</b>	△ 1,600
<b>特別利益</b>	1,600
政府交付金収入	1,600
<b>税引前当期純利益</b>	－
<b>法人税及び住民税</b>	107
<b>法人税等調整額</b>	△ 97
<b>法人税等合計</b>	10
<b>当期純損失</b>	△ 10



**(注)****1**

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	56,117百万円
支払再保険料	△ 4,731百万円
計	51,386百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	19,256百万円
回収再保険金	－百万円
計	19,256百万円

(3) 諸手数料の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	0百万円
出再保険手数料	△ 591百万円
計	△ 591百万円

(4) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

未経過保険料繰入額 (出再責任準備金控除前)	17,071百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	4,019百万円
差引(イ)	13,053百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	34,876百万円
計(イ+ロ)	47,929百万円

(5) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	38百万円
有価証券利息・配当金	5,571百万円
その他利息・配当金	－百万円
計	5,609百万円

(6) 保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

**(保険代位等収益)**

非常事故代位債権回収益	18百万円
非常事故代位債権利息収入	4,370百万円
信用事故代位債権回収益	5,090百万円
信用事故代位債権利息収入	1百万円
譲受債権回収益	170百万円
受取回収金	501百万円
受取海外受再回収金	22百万円
その他保険代位債権等収益	39百万円
計	10,211百万円

**(保険代位等費用)**

貸倒損失(信用)	22百万円
債権回収費用(元受)	92百万円
回収費用(受再)	7百万円
為替差損(保険代位等費用)	559百万円
計	680百万円

**2 関連当事者との取引は次のとおりであります。**

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入(注1)	1,600	－	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

**3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。**

**4 1株当たり当期純損失金額は△0円69銭であります。**

算定上の基礎である当期純損失金額は△10百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**5 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。**

## 株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	169,352	625,553	625,553	—	—	794,906	794,906
当期変動額							
新株の発行			—		—	—	—
剰余金の配当			—		—	—	—
当期純利益			—	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			—		—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△ 10	△ 10	794,895	794,895

## (注)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

## 2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3 配当に関する事項

該当事項はありません。

# キャッシュ・フロー計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
保険料の収入	68,714
保険金の支出	△ 19,248
保険代位債権等の回収による収入	32,899
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△ 6,196
営業費及び一般管理費の支出	△ 5,420
その他	325
<b>小計</b>	<b>71,075</b>
利息及び配当金の受取額	10,449
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>81,524</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の売却・償還による収入	10,000
資産運用活動計	10,000
(営業活動及び資産運用活動計)	(91,524)
有形固定資産の取得による支出	△ 166
無形固定資産の取得による支出	△ 1,707
その他	43
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,169</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
政府交付金の受入による収入	1,600
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,600</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,102
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	90,192
現金及び現金同等物期首残高	1,151,521
現金及び現金同等物期末残高	1,241,712

## (注)

- 本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。
- キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末	(単位：百万円)
現金及び預貯金	1,251,904
その他の預金*	△ 10,192
<b>資金期末残高</b>	<b>1,241,712</b>

※ その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペン建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことになるため、資金の範囲には含めておりません。

- 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

## 固有の表示科目の内容

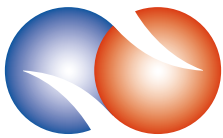
### 貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知(債務の履行遅滞に係る通知を除く。)を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

### 損益計算書

勘定科目	内容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え出再保険料を控除する)した金額を計上しております。
保険代位等収益(費用)	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益(費用)	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差損益及び売却損益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した額を計上しております。
保険代位債権等取得額	保険代位債権等(譲受債権を除く)の取得の認識時における評価額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。





**NEXI**

Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険  
<https://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ

日本貿易保険 企画室 企画グループ

TEL.03-3512-7665 FAX.03-3512-7688

E-mail: [info@nexi.go.jp](mailto:info@nexi.go.jp)

所在地

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル東館5階

TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660